

独立行政法人平和祈念事業特別基金

平成 22 年度 業務実績に関する評価書

- ・全体的評価表
- ・項目別評価総括表
- ・項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金

全体的評価表

平成22事業年度における業務の実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
1 業務の効率化（人事に係るマネジメント等）	<p>1 業務経費の削減 業務経費について、22年度は21年度と比較して10%の削減を行っており、また、人件費についても、21年度と比較して15.7%の削減を行っていることから、業務運営の効率化を進め、節減に努めていると認められる。 ラスパイレス指数は109.0で昨年より1.8の改善となっており、年齢別、地域別勘案では94.9、年齢別、地域別、学歴別勘案では95.8となっていることから、概ね国家公務員と同水準であると考えられる。</p> <p>2 外部委託の推進 平和祈念展及び講演会等の会場設営、運営等の外部委託や、特別給付金支給業務の電話対応及び事務処理業務の外部委託を実施することにより、外部のノウハウを活用して業務の効率化を図るとともに、コア・コンピタンスの蓄積に配慮しており、評価できる。</p> <p>3 組織運営の効率化 4月当初は、9月末の解散に向けた業務の縮小に伴う人員削減を行うため、退職職員等の補充を行わず3人の削減を実施するとともに、シベリア特措法成立・施行に伴う新規事業の発生に対しては、組織再編を行うことにより、組織全体では4月当初に比べて2名の増員に抑えたことから、追加・機動的な人員配置を行ったと評価できる。</p> <p>4 随意契約の見直し 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月30日策定）に基づいた取組を実施した結果、20年度と比べ、随意契約の割合が件数・金額ともに減少しており、一般競争入札についても、一者応札や一者応募に該当するものがないことから、見直しの必要性はないと契約監視委員会から承認を得ていることは評価できる。 また、監事によるチェックについても、月例の役員会で契約実績の報告及び質疑に関する説明を実施している。 よって、競争性及び透明性が十分確保され、契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていると評価できる。</p>
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（事業の実施等）	<p>1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集 資料の収集については、収集件数は結果として0件であったものの、関係団体に協力を依頼し、資料館を受付窓口として収集に努めており、寄託品の寄贈への切替えについても、寄託者26名（333件）に対し、6名（38件）から寄贈承諾</p>

書を得ることができ、1名（152件）に資料を返還していることから、目標を概ね達成したと評価できる。

(2) 資料の保管

資料の保管については、一部において指定された場所に収納されていないものが見受けられたが、種類ごとに適切な保存措置を講じ、定温、定湿の美術品専用宝庫に保管し、燻蒸処理や劣化防止措置等も実施しているなど、概ね良好な保管環境のもとに適切な保存措置が講じられていると言えることから評価できる。

(3) 資料の展示

① 資料館では、展示内容の充実を図るとともに、広報の実施、説明員による積極的対応、月曜日の臨時開館の継続及び開館時間の弾力的措置、リピーターに対する各案内状の送付等を実施したものの、上半期の入館者数は29,388人となり、目標である33,000人に対し89.1%の達成率となった。なお、中期目標で定められた2年6ヶ月で13万人という目標に対しては、入館者数126,928人、達成率97.6%となっている。

② 特別企画展では開催中の入館者数が前年の同期間の入館者数の2.3%増、講演会等では資料館の入館者数が前年同時期の入館者数の約2倍、平和祈念展については6日間の開催期間中の入場者が56,832人となるなど、資料館の入館者増に対し一定の効果があつたと認められる。

③ 資料館のほか、平和祈念展、講演会等においてアンケートを実施し、全てのアンケートで過半数の方から満足の回答を得ており、さらに、アンケートの結果を踏まえた対応をしていることは評価できる。

④ 資料の貸出しに関して、展示業務が終了する9月末までに返還することを条件に、2か所、合計193点の貸出しを実施していることは評価できる。

以上のことから、それぞれの項目で定められた目標について、その多くを十分に達成していると認められる。

(4) 基金解散後の資料等の在り方

実物資料や図書資料の情報を総合情報データベースシステム内にデータとして整備し、ハードウェア（サーバー）及び基盤ソフトウェアの更新等を行い、総務省に引き継いだことは評価できるものの、実物資料の一部について、使用関係がきちんと整理されていないものや指定された場所に収納されていないものがあるなど、円滑に移管したとは言えない状況が見受けられたことから、改善すべき余地があつたと認められる。

(5) インターネット資料館の運用

6か月間のアクセス件数が193,131件に達し、広く国民に資料を公開することができたことから、目標を十分に達成したと評価できる。

		<p>2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1) 出版物等の活用 出版物については、「平和の礎追補版」を刊行し、図書館、学校等に配布するとともに、「遙かなる紅い夕陽」を増刷して、他の出版物とともに資料館、平和祈念展での頒布を実施し、広く閲覧の用に供していることは評価できる。 また、基金制作のビデオを1日7回上映したほか、新企画として、朗読会の様子のビデオ上映や、3問題に関する5作品のビデオ上映等、ビデオの積極的な活用を図ったことにより、鑑賞者から好評を得たことは評価できる。</p> <p>(2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いを、関係団体へ委託して開催し、7会場において843名の参加があったことや、開催に当たって、地方展示会（6カ所）と同時開催して、効率的な運営を実施していることから、目標に沿って、計画的かつ効率的に事業を実施したと認められる。</p> <p>(3) 語り部の積極的活用 昨年に比べて大きな改善点はなかったものの、資料館に語り部を延40人以上配置する計画に対し、延66人を配置し達成率は165%となっていることや、来館者に好評であったことは評価できる。</p> <p>(4) 催し等への助成 （財）全国強制抑留者協会に対して、中央慰霊祭、地方慰霊祭及びシベリア慰霊現地訪問経費について助成を行っていることから、目標に沿って助成を行うことができたことと認められる。 また、戦後強制抑留関係者特別慰藉基金の執行について、実施要領に基づき、申請を承認し、実績の報告を受けており、適切に指導、監督を実施していると評価できる。</p> <p>3 特別記念事業 慰霊碑について、設置場所の整備や、揮毫の依頼などの手配等を行い、目標の7月末までに工事を完了し、9月末に国に移管したことや、遺族等を招いて除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができたことは評価できる。</p> <p>4 特別給付金支給事業</p> <p>(1) 特別給付金の支給</p>
--	--	---

法案立案時の推計対象者数 67,000 件に対して、請求受付件数は 62,277 件（推計対象者数の 90%以上）に及び、56,448 件を認定、うち 51,802 件に支給（受付件数の 80%以上）できたことは十分評価できる。

(4) 特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金の請求受付件数が、推計対象者数 67,000 件に対して、62,277 件（このうち約 8 千件は特別慰労品を受けなかった方からの請求）に及んだことは、様々な広報活動の実施により、対象者へのきめ細かい周知を徹底し、請求の促進を図った結果であると認められる。

(5) 特別給付金の支給のための準備

22 年 6 月 16 日に法案が可決・成立して以来、10 月 25 日に請求受付を開始するまでの 4 か月余の間に、対象者に早期の申請を促すため、過去に特別慰労品を受けられた方などに直接ご案内を送付したほか、申請者の負担を軽減する請求書の作成など、事業の円滑な実施を図るための種々の事前準備は行った。しかし、特別給付金支給システムの設計や、業者等に対する事前研修などが十分でなく、また、受付当初に膨大な申請が集中する状況を想定せず、十分な業務フローを構築することができなかつたため当初の認定に遅れが生じたことなど、当初改善すべき点があったことから、事前準備は十分ではなかつたと認められる。

(6) 標準審査期間の設定

標準審査期間内の処理実績は、1 か月とするものについて 23.3%、3 か月とするものについて 24.6%であり、達成目標を大幅に下回った。（ただし、23 年 3 月中に受け付けたものについては、1 か月とするものについて 90.6%、3 か月とするものについて 93.3%。）

その主な要因は、上記（5）で評価したように、事務処理のフロー及び処理体制を事前に確実に構築することができなかつたこと等のほか、受付開始から 2 週間余りの間に膨大な申請（総申請件数の 67.4%）があったことなどが挙げられる。

しかし、このような状況に対応するため、時間外勤務、休日出勤により事務処理体制を拡充したほか、委託業者に対し昼夜交替制の勤務体制を整えさせるなどの措置を講じ、年度内には多くが速やかに処理されるようになった結果、総申請者の 90%以上を認定できたことは、ある程度評価できる。

(7) 申請者への通知

特別給付金の該当者 56,448 人に対しては、認定通知書を、内閣総理大臣の書面を同封のうえ認定後 1 週間で送付し、非該当者 63 人に対しては、決裁後速やかに、理由を付して却下通知書を送付したことは評価できる。

5 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

交通広告については、特別企画展開催時のゴールデンウィークや夏休み期間に的を絞って実施し、また、1つの広告媒体に複数の内容を盛り込むなど効率的な広告が実施されたことは評価できる。

また、ホームページ上での特別企画展等の新着情報の提供、資料館が入居している新宿住友ビルの入居企業への来館要請など、様々な手法により積極的に広報活動を実施したことから、広く一般の方に周知を図ることができたことと認められる。

(2) ホームページの充実

ホームページについては、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図ったことにより、アクセス件数が上半期で38万件以上という目標に対して、昨年度上半期の491,490件を大きく上回る579,544件で153%を達成したことや、「平和の礎追補版」を電子データとして掲載する等内容の充実を図ったこと、特別企画展等の開催情報や語り部の参加情報、資料館の休館のお知らせ、入札の新着情報、特別給付金支給事業の進捗状況を掲載するなどして、適時適切な情報提供ができたことは高く評価できる。

(3) 地方公共団体との連携

特別給付金について、全都道府県、政令市、全市区町村に法律の概要等を送付し、広報誌への掲載などの協力要請を行うと同時に本邦帰還日調査の協力を依頼していることから、地方公共団体と緊密な連携を図ることができたことと認められる。

(4) 関係資料館との連携

基金では、全国各地の関係資料館との間でお互いのパンフレット、リーフレット等を備えたほか、ホームページの相互リンクや出版物、DVD、ポスター、チラシの送付などを行い、関係資料館との連携に努めたが、平成22年度は、これら以外には、専門委員を「舞鶴引揚記念館のあり方検討委員会」のオブザーバーに就任させることに同意し、同記念館の運営検討に協力するという程度にとどまっており、なお改善の余地があった。

(5) 基金記録史の作成・掲載

事業の実績等を経緯編として整理し、平成21年度に実施した会議開催の記録や関係規程を整理したものを、逐次、ホームページの「基金記録史（暫定版）」に追加して情報提供を行っていることは、目標に十分に対応したと評価できる。

<p>3 財務内容の改善</p>	<p>運用資金については、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、堅実な資金管理に努めていることから、安全かつ適切な運用を行っていると同認められる。</p> <p>運営費交付金の執行率は79%であったが、これは交通広告の見直し等の予算執行管理と一般競争入札の徹底及び人件費の抑制によるものであり、妥当なものであると同認められる。</p> <p>運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合していると同認められる。</p>
<p>4 その他</p>	<p>1 環境対策</p> <p>環境方針に沿って、全38品目の調達目標の100%を昨年に引続き達成していることや、日常的に両面コピーの促進及びペーパーレス化等を実施し、東日本大震災後は徹底した節電対策を実施していることから、環境に配慮した業務運営を継続的にを行っていると同認められる。</p> <p>2 危機管理</p> <p>入居ビルの防火防災訓練及び防火研修会に参加した際に、資料館の危機対応マニュアル等に基づいて訓練等を行っていることから、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っていると評価できる。</p> <p>3 職場環境</p> <p>セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについては、防止の取組に係る会議の開催、職員への周知の実施、女性相談員の配置、相談体制の整備を行う等、管理を徹底しており、また、メンタルヘルスについても会議を開催し、注意を喚起していることから、いずれについても、管理を徹底し、配慮に努めたと同評価できる。</p> <p>4 内部統制・ガバナンス強化</p> <p>問題即決型の手法である全体会議の毎日の開催や、to do リストの作成などの未達成事項の確認と達成に向けた対応策を検討できる体制の整備などを行っている。なお、一部の業務において、組織内の意思疎通が十分に図られておらず、資料の国への移管に支障が生じたり、特別給付金支給事業において受付当初の認定がスムーズにいかなくなったりするなどの状況が発生したことから、特別給付金支給事業において、認定体制の再構築を行い、事務処理体制の拡充を積極的に実施する等の早期支給の達成を阻害する要因の洗い出しを行い、組織全体として重要なリスクの把握・解消に取り組んだ。</p> <p>これにより、全体としては、理事長を中心として、内部統制・ガバナンスの強化に努めたと同認められる。</p>

II 中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）		
	<p>平和基金の目的である慰藉の念を示す事業について、平和祈念展示資料館における資料の展示業務では、企画展の開催など展示内容の充実を図るとともに、様々な手法による積極的な広報活動などを行い、入館者数は目標の 89.1%となった。また、平和祈念展や講演会等の開催などを行い、入館者増に対し一定の効果があつたほか、これらのアンケートでは資料館でのアンケートとともに過半数の方から満足の回答を得ていることから、目標どおりの成果を上げていると評価できる。</p> <p>一方、平和基金が 22 年 9 月末をもって特別給付金事業以外の業務を実施しないこととなったことに伴う資料の移管については、総合情報データベースを整理し、ハード及びソフトを更新したうえ、総務省に引き継いだことは評価できるが、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど、円滑に移管されたとは言えない状況があり、改善の余地があつた。</p> <p>22 年 6 月 16 日のシベリア抑留者特措法の成立により平和基金が新たに取り組むこととなった特別給付金支給事業については、10 月 25 日の請求受付開始までの事前準備が不十分であつたことなどから、受付開始直後の膨大な請求の集中に対し当初の認定に遅れが生じ、標準処理期間内に処理できなかったものが多数生じたものの、法案立案時の推計による対象者数 67,000 件に対し、事業開始から 5 か月余りで 62,277 件を受け付け、56,448 件の認定を行い、51,802 件の支給を行ったことは評価できる。対象者が御高齢であることをかんがみ、今後も迅速な処理に努めることが望まれる。</p> <p>なお、経費総額や人件費の削減については、引き続き更なる削減のための努力を行っていくことを期待したい。</p> <p>以上のことから、項目別評価を総合すると、「目標を概ね達成」と認められる。</p>	
III 組織、業務運営等の改善、その他		
	<p>22 年度の組織、業務運営等については、特別給付金支給事業の実施にあたり、事業部の再編成を行うなど、追加・機動的な人員配置に努めており、事業を少人数で効率的に実施しているものと認められる。今後とも、外部委託の活用、組織の弾力的な運用等により、効率的な業務運営に努めていくことを期待する。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金

項目別評価総括表

平成22事業年度における業務の実績に関する項目別評価総括表

評価項目	評 価	
	評価 (AA～D)	理 由
業務の効率化		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 業務経費の削減	A	<p>業務経費の削減について、以下のとおり、業務運営の効率化を進め、節減に努めていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 業務経費について、22年度は21年度と比較して10%の削減となっている。その主な要因は、広報経費及び人件費の削減が挙げられる。なお、中期計画の基準年である19年度決算額と比較しても、42.9%を削減しており、中期目標の△25%を十分に達成している。</p> <p>(2) 人件費について、22年度は21年度と比較して15.7%の削減となっている。その主な要因は、21年度から延15人月減となったこと、理事長、理事の6月の特別手当が減少したことなどが挙げられる。なお、中期目標の基準年である17年度決算額と比較しても28.9%を削減しており、中期目標の△4.5%を十分に達成している。</p> <p>(3) ラスパイレス指数については、109.0で昨年より1.8の改善となっている。100.0を超えているのは、基金は東京都新宿区に所在しているためであり、東京都特別区に在勤する者と比較した年齢別、地域別勘案では94.9、年齢別、地域別、学歴別勘案では95.8となっていることから、概ね国家公務員と同水準である。</p> <p>「必要性」 業務経費全体について、その運営の効率化を図るに当たり、常に経費削減を意識して業務運営を実施することは法人として当然の責務であり必要な施策である。</p> <p>「効率性」 業務経費、人件費の削減及び給与水準等の見直し等、多角的な見直しを意識して行うことは、基金の業務を健全に運営する上で、効率的な方法である。</p>

		<p>「有効性」 業務経費全体について、その運営の効率化を図るに当たり、常に経費削減を意識して業務運営を実施することは法人として当然の責務であり有効な施策である。</p>
2 外部委託の推進	A	<p>外部委託の推進については、以下の例に示すとおり、外部委託を推進することにより、業務の効率化を図り、また、コア・コンピタンスの蓄積に配慮したことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平和祈念展（新宿西口展）の展示や講演会等について、会場設営、講演会等の運営については、専門的知識や企画アイデアを持つ外部委託先に委ねる一方、事業のコアとなる部分については、基金がこれまで蓄積しているノウハウを活用することで、効率的に事業を実施し、コア・コンピタンスの蓄積についても配慮した。</p> <p>(2) 特別給付金支給業務の電話対応及び事務処理業務については、外部委託をすることにより、外部のノウハウを活用して、電話相談や請求書類に係る処理業務の効率的な実施が可能となった。また、受託事業者から情報提供を受け、対象者等からの意見を整理し、コア・コンピタンスの蓄積に配慮した。</p> <p>「必要性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、必要の都度、外部に委託することは、経費の削減のほか、質や仕上がりの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p>
3 組織運営の効率化	A	<p>組織運営の効率化について、以下の取組により、特別給付金支給事務に対応した追加・機動的な人員配置を実施し、結果として56千件の認定実績を上げたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 4月当初は、9月末の解散に向けた業務の縮小に伴う人員削減を行うため、退職職員等の補充を行わず</p>

		<p>3人の削減を実施。</p> <p>(2) シベリア特別措置法成立・施行に伴う10月からの新規事業の発生に対して、事業部を2参事制に組織再編するとともに、総務部から事業部に2名振替を行い、追加・機動的な人員配置に努めた。組織全体では4月当初に比べて2名の増員に抑えた。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び追加・機動的な人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>
4 随意契約の見直し	A	<p>随意契約の見直しについて、以下の理由により、競争性及び透明性が十分確保され契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていることから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日策定)をホームページへ公表し、当該計画に基づいて取組を実施した結果、20年度と比べ、契約全体に対する随意契約の割合が、件数・金額ともに減少し、第3回契約監視委員会でも見直しの必要性はないとされた。</p> <p>(2) 一般競争入札については、第3回契約監視委員会を開催し、見直しの必要性はないとして、契約監視委員から承認を得た。</p> <p>(3) 監事によるチェックについては、月例の役員会で契約実績の報告及び質疑に関する説明を実施している。</p> <p>「必要性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p>

			<p>「効率性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2		
提供するサービスその他の業務の質の向上	1	B	<p>資料の収集については、以下のとおり、重要な関係資料の収集及び寄託から寄贈への切替えのいずれについても、達成目標に対して一定の努力をしていることから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 9月の業務終了を控え、必要に応じて未収集の重要な関係資料に重点を置いて収集する方針を取り、資料収集件数は結果として0件であったものの、関係団体にも協力を依頼、平和祈念展示資料館を受付窓口として効率的な収集に努めた。</p> <p>(2) 平成22年において、寄託者26名(333件)に対し、文書又は電話により寄贈への切替えを依頼し、6名(38件)から寄贈承諾書を得ることができ、1名(152件)に資料を返還した。結果的に、寄贈承諾を得ることができなかった寄託品(19名(143件))が生じたものの、これらについては、22年10月以降、基金が存続することになったことから、引き続き基金において、寄贈切替え手続きを継続することとした。なお、資料整備等検討委員会の外部委員から寄託品制度を残すべきという意見を事前にいただいたため、同委員会は開催しなかった。</p> <p>「必要性」 資料収集業務は関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくために必要な業務である。近年は、関係者の高齢化に伴い、関係資料が散逸していくことが危惧される状況であるため、特に実施する必要性が高い。</p>

上			<p>「効率性」 資料の収集について、平和祈念展示資料館での受付とともに関係団体への協力要請を行うことは、経費の節減を含めて効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには関係資料は不可欠の要素であり、関係資料を一体的に収集・保管・展示することは設立目的を達成するために有効な手段である。</p>
	(2) 資料の保管	B	<p>資料の保管については、以下のとおり、良好な保管環境のもと、概ね適切な保存措置が講じられていると言えることから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別企画展、平和祈念展（新宿西口展）等が開催されたため、使用頻度の高い展示資料の一部などにおいて、指定された収納場所に収納されていない管理状況となっているものが見受けられるなど、必ずしも適切に保管されていないものもあった。</p> <p>(2) 平和祈念展示資料館での展示品を除く多くの資料は、良好な保管環境を維持するため、美術品保管専用倉庫等において保管されており、平和基金の所有する資料は22年9月末をもって、総務省に移管した。</p> <p>(3) 資料については、種類ごとに適切な保存措置を講じ、定温、定湿の倉庫に保管されている。また、燻蒸処理や劣化防止措置等も実施されている。</p> <p>(4) 資料の電子データ化については、データ入力を完了し、9月末に総務省にデータを引き継いだ。なお、実物資料の画像化については、実施状況が72%となっている。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには、体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要である。</p> <p>「効率性」 収集された実物資料等の移管業務を円滑に行うために、実物資料等の電子データ化は管理上欠かせない効率的な作業である。</p>

		「有効性」 収集している資料は、関係者に対し慰藉の念を示す基金にとって、重要かつ貴重な資料であるため、適切な措置を講じ、保管することは本来目的を達成するために有効な手段である。
(3) 資料の展示	A	<p>資料の展示については、以下のとおり、それぞれの項目について定められた達成目標に対して、その多くが十分達成していると言えることから、全体として「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平和祈念展示資料館では、特別企画展を3回連続して開催するなど展示内容の充実を図るとともに、広報の実施、説明員による積極的対応、月曜休館日の臨時開館の継続及び開館時間の弾力的措置、リピーターに対する各案内状の送付等を実施した結果、上半期の入館者数が29,388人となり、目標である33,000人に対し、89.1%の達成率となった。なお、中期目標で定められた平成20年4月～22年9月までの2年6か月間での入館者数13万人以上に対し、入館者数は126,928人、達成率97.6%。</p> <p>(2) 特別企画展開催中の入館者数を前年の同期間の入館者数と比較すると、2.3%の増加率となった。また、講演会等（フォーラム、シンポジウム、朗読会）の開催によって、平和祈念展示資料館の入館者数が前年同時期の入館者数の約2倍となった。</p> <p>(3) 平和祈念展（新宿西口展）を、終戦記念日の8月15日を含めて8月10日～15日までの6日間開催した。視覚的効果のある写真、パネル等を中心に3問題に関する展示を実施したこと及び終戦記念日前後は国民の戦争犠牲に対する理解と関心が高まる時期ということもあり、開催期間中の入場者は、56,832人となった。</p> <p>また、平和祈念展（新宿西口展）の開催中、開館時間の延長や、鬼太郎の携帯クリーナーの配布、鬼太郎と目玉オヤジの看板による平和祈念展示資料館までの誘導等を実施した。1日当たりの平均入館者数は605人（期間中（6日間）の平和祈念展示資料館の入館者数は3,628人）となり、平和祈念展（新宿西口展）開催期間を除く8月の1日当たりの平均入館者数259人と比較して、2.3倍の入館者数となった。</p> <p>(4) 地方展示会を6回開催した。</p> <p>(5) 平和祈念展示資料館のほか、平和祈念展（新宿西口展）、シンポジウム、フォーラム、朗読会においてそれぞれアンケートを実施し、全てのアンケートで過半数の方から満足の回答を得た。アンケートの結果を踏まえ、特別企画展においてキャプションの規格・印字サイズを大きくするなどの対応をした。</p>

		<p>(6) 関係資料の貸出しに関しては、展示業務が終了する9月末までに返還することを条件に、2か所、合計193点の貸出しを実施した。</p> <p>「必要性」 関係資料を展示することにより、関係者の労苦を広く国民に周知することは、「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示すこと」を目的としている基金にとって必要な業務である。特に年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて必要なことであるとする。</p> <p>「効率性」 平和祈念展示資料館、特別企画展、講演会等及び平和祈念展（新宿西口展）を連携し、企画、開催を行うことは、これらを一括で交通広告をするなど広報経費を含め、総経費を節減することにつながり、効率的な実施方法である。</p> <p>「有効性」 関係資料を一体的に収集・保管・展示することは、関係者の労苦を広く周知するという基金の設立目的の達成のために有効な手段である。</p>
<p>(4) 基金解散後の資料等の在り方</p>	<p>C</p>	<p>資料等の移管について、以下のとおり、総合情報データベースシステムについては適切に国へ移管したものの、実物資料の一部について、円滑に移管したとは言えない状況が見受けられたことから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 実物資料の一部について、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど円滑に移管したとは言えない状況が見受けられた。</p> <p>(2) 美術品専用倉庫に保管されていた実物資料や図書資料は、総合情報データベースシステムの資料データ管理システム又は図書システムにデータとして整備し、これらシステムについて、ハードウェア（サーバー）及び基盤ソフトウェアの更新、移管資料の取込み等を行い、総務省へ引き継いだ。</p> <p>「必要性」 法人文書及び関係者から寄贈された実物資料について、総合情報データベースシステムを整備することは、円滑かつ確実な引継ぎのため必要である。</p>

		<p>「効率性」 総合情報データベースシステムを構築することは、国に資料を一覧性をもって整理した上で、適切に引き継ぐことができるという観点から効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 実物資料は貴重な関係資料であることから、円滑かつ確実な引継のため、データとして整理することは有効な取組である。</p>
(5) インターネット資料館の運用	A	<p>インターネット資料館の運用については、以下のとおり、広く国民に資料を公開することができたことから、「目標を十分に達成」と評価できる。</p> <p>(1) インターネット資料館は22年4月に開設し、9月末までの6か月間のアクセス件数が193,131件に達した。</p> <p>(2) 9月末には、データを国へ引き継いだ。</p> <p>「必要性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、より広く公開するため必要なものである。</p> <p>「効率性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、身近に利用でき、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために効率的といえる。</p> <p>「有効性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために身近で利用できるものであり、かつ若者に対する意識を広げるためにも有効な手段である。</p>
2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (1) 出版物等の活用	A	<p>出版物等の活用については、以下のとおり、出版物を広く頒布し閲覧の用に供するとともに、啓発ビデオについても上映会を実施するなど積極的な活用を図ったことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 基金の慰藉事業として、関係者の労苦について理解を深めてもらうため、「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」を刊行し、図書館、学校等に配布。「遙かなる紅い夕陽」は増刷して、他の出版物とともに平和祈念展示資料館、平和祈念展（新宿西口展）で頒布を実施。</p>

		<p>(2) 基金制作の啓発ビデオ映像を、平和祈念展示資料館のビデオコーナーで4月から9月まで定期的に1日7回上映したほか、新企画として基金が開催した「平和の尊さを語り継ぐ集い」の樹木希林さんの朗読会の様子を改めてビデオ上映し啓発に努め、ビデオ鑑賞者からは、樹木希林さんの朗読によって当時の引揚げの様子が手に取るように分かってよかったとの感想を頂いた。更に新企画として、基金所有のものや借上げた3問題に関する5作品のビデオ上映会を開催する等、積極的な活用を図った。</p> <p>「必要性」 記録の作成・頒布事業は関係者の労苦を後世の世代に語り継ぐ事業であり、関係者の労苦についてその事実を記録に留め、その成果を出版物として刊行し、広く国民に周知することの必要性は高い。</p> <p>「効率性」 出版した印刷物を、図書館等へ提供したこと、ホームページで公開したこと、一般の閲覧に供したこと、一部の刊行物を基金の平和祈念展示資料館及び平和祈念展（新宿西口展）等で自由頒布したことは、関係者の労苦を、平和祈念展示資料館に来館された方だけではなく印刷物等を閲覧した方等も含め、広く国民に周知するのに効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 3問題の慰藉事業を推進するに当たり、国民の理解を深めるための情報を発信する手段として、出版物やビデオ、ホームページ等の多様な情報発信源を活用することは有効な方法である。</p>
<p>(2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催</p>	<p>A</p>	<p>戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、以下のとおり、達成目標に沿って、計画的かつ効率的に実施したことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体へ委託して開催し、7会場において843名の参加があった。</p> <p>(2) 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」の開催に当たっては、全ての地方展示会（6カ所）と同時開催して効率的な運営を実施した。</p> <p>「必要性」 地方において「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を開催して関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承する基金の目的に照らして、必要不可欠な施策である。</p>

		<p>「効率性」 関係団体が行う関係者の労苦を広く周知する地方展示会の開催期間中に「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を同時開催する等、連携を取った運営をすることは、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 国民各層を対象として関係者の労苦を広く周知するためには、関係者による全国各地でのこのような地道な活動が有効である。</p>
(3) 語り部の積極的活用	A	<p>語り部の積極的活用については、以下のとおり、数値目標に対する達成率は高いものの、昨年度と比べて大きな改善はなかったことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平和祈念展示資料館に「語り部」を延 40 人以上配置する計画に対し、延 66 人（去年は延 62 人）を配置し、達成率は 165%となっている。</p> <p>(2) 「語り部事業」は、実際に戦争を体験し、大変な労苦をされた方の話を直接聞くことができ、戦争の悲惨さ、恐ろしさを実感することができたことはよかったなど、来館者に好評であった。</p> <p>「必要性」 関係者の労苦を広く国民に周知するためには、平和祈念展示資料館に語り部を配置し、来館者に対し、体験談によって深い感銘を与えることは、必要な施策である。</p> <p>「効率性」 「語り部事業」は、関係者の労苦を広く国民に周知するに当たり、3 問題の関係者に「語り部」を依頼しており、外部の能力を活用した効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 「語り部事業」は、単に資料を展示するだけでなく、実体験を生々の声で語りかけることにより平和祈念展示資料館入館者に対し、その体験談から深い感銘を与える声の展示品であり、関係者の労苦を後世に継承するためには、有効な施策である。</p>
(4) 催し等への助成	A	<p>催し等への助成については、以下のとおり、達成目標に沿って助成を行うことができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) (財) 全国強制抑留者協会に対して、中央慰霊祭、地方慰霊祭及びシベリア慰霊現地訪問経費について助成。</p>

		<p>(2) 戦後強制抑留関係者特別慰藉基金の執行について、戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領に基づき、申請を承認し、実績の報告を受けており、適切に指導、監督を実施。</p> <p>「必要性」 関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成されている関係団体に助成することは、より関係者の心情に沿った事業が実施できるようになることから、効率的である。</p> <p>「有効性」 全国規模で参加者を公募して実施される「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」等は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実施に資するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>
3 特別記念事業	A	<p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立・移管については、以下のとおり、達成目標に沿って、22年7月までに建立し、同年9月末に国へ移管することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 設置場所である千鳥が淵戦没者墓苑横の整備や慰霊碑の碑銘揮毫の著名な書道家への依頼などの手配等を行い、22年4月に慰霊碑の制作設置工事と慰霊碑広場の造園工事を分けて発注し、目標の7月末までに工事を完了し、関係行政機関と十分調整の上、9月30日、国に移管した。</p> <p>(2) また、戦後強制抑留者及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができた。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして必要な施策である。</p> <p>「効率性」 関係者の労苦を広く国民に理解してもらうとともに関係者に対する慰藉の念を示すことを目的に慰霊碑の建設を推進することは、慰藉事業として効率的な事業である。</p>

		<p>「有効性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして有効な施策である。</p>
<p>4 特別給付金支給事業 (1) 特別給付金の支給</p>	A	<p>特別給付金の支給については、以下のとおり、法案立案時の推計対象者数の90%以上の方からの申請を受け付け、そのうち80%以上の方に支給することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>○ 法案立案時の推計による対象者数 67,000 件に対して、平成 22 年度における特別給付金の請求受付件数は 62,277 件に及び、事務処理体制を拡充する等により 56,448 件について認定、うち 51,802 件に支給した。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであり、基金が行う慰藉事業として必要な施策である。</p> <p>「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給に合わせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業に対し、特別給付金の受給者から手紙、電話により「念願の給付金の支給を受けることができた」等の多くの感謝の気持ちが寄せられており、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。</p>
<p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知</p>	A	<p>特別給付金支給事業実施の周知については、以下のとおり、さまざまな広報を展開した結果、平成 22 年度で法案立案時の推計の90%以上の方からの申請を受け付けたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金支給事業の実施に当たり、さまざまな広報を展開することにより対象者へのきめ細かい周知を徹底し、請求の促進を図った。</p> <p>(2) その結果、平成 22 年度における特別給付金の請求受付件数は、法案立案時の推計による対象者数 67,000 件に対して、62,277 件に及んだ。このうち、約8千件は、特別慰労品を受けなかった方からの請求である。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留者が高齢であることを踏まえ、一人でも多くの対象者に特別給付金を支給するためには、さまざまな広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することが必要である。</p>

		<p>「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するためには、広報媒体を特定せず、新聞、ラジオ、地方自治体等へのポスター・パンフレットの頒布等を行うことは、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 対象者が高齢であることから、特別記念事業の特別慰労品を受けた方に、直接「特別給付金請求のご案内」を送付するほか、さまざまな広報を展開することによって申請の促進を図ることは、有効な施策である。</p>
<p>(5) 特別給付金の支給のための準備</p>	<p>C</p>	<p>特別給付金の支給のための準備については、以下のとおり、平成 22 年 6 月 16 日にシベリア抑留者特措法案が可決・成立して以降、10 月 25 日に受付を開始するまでの 4 か月余の間に、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図るために種々の事前準備は行ったものの、十分ではなかったことから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 一人でも多くの対象者に、早期の申請を促すため、特別記念事業において特別慰労品を受けられた方に、直接「特別給付金請求のご案内」を送付した。また、上記以外にも、平成 22 年 6 月 16 日以降、請求書の送付依頼のあった約 1,800 人に対して同様の案内を送付した。</p> <p>(2) 特別給付金支給システムを開発したが、設計が十分でなかったため、当初はスムーズな処理ができなかった。</p> <p>(3) 基金職員及び受付入力業務の委託業者に対する事前研修、コールセンターに対する高齢者への応答に配慮した指導、高齢者の記入負担を少しでも軽減させるための簡易請求書等の取組など、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図るための事前の準備は行ったものの、十分ではなかった。また、受付当初に膨大な申請が集中する状況を想定せず、十分な業務フローを構築することができなかった。このため、当初の認定に遅れが生じた。</p> <p>「必要性」 事務処理体制を整えるとともに、早急かつ確実に準備事務を行うことは、特別給付金の認定事務の迅速化、かつ円滑化を図るため、必要な施策である。</p> <p>「効率性」 認定のため必要とする資料等を事前に準備することは、認定事務を効率的に進める上で重要な施策</p>

		<p>である。</p> <p>「有効性」 高齢な請求者のために認定業務の迅速化は不可欠であり、そのための十分な事前準備は有効な施策である。</p>
(6) 標準審査期間の設定	B	<p>標準審査期間の設定については、以下のとおり、既に「(5) 特別給付金の支給のための準備」で評価したように準備が十分でなかったことや短期間に申請が集中したこと等から標準審査期間内に処理ができたものは 20%程度となったが、事務処理体制の拡充等を行い、年度末には 90%以上のものが標準審査期間内に処理されるようになった結果、最終的には、総申請者の 90%以上の方に認定できたことを勘案し、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平成 22 年度末における標準審査期間内の処理実績は、1 か月とするものについて、23.3%、3 か月とするものについて、24.6%であった。(ただし、23 年 3 月中に受け付けたものについては、1 か月とするものについて 90.6%、3 か月とするものについて 93.3%となっている。)</p> <p>(2) 標準審査期間内に処理できなかった要因は、既に「(5) 特別給付金の支給のための準備」で評価したように事務処理のフローと処理体制を事前に確実に構築することができなかったことや、システムの設計が十分行えなかったことのほか、平成 22 年 10 月 25 日から 11 月 10 日までの 2 週間余りの間に膨大な申請(22 年度内の総申請件数 62,277 件の 67.4%)があったことが挙げられる。なお、中には、資料の不備、請求書の記入洩れのケース、申請者に同姓同名者がいらっしゃるケースや帰還後に改姓したケースなどもあった。</p> <p>(3) 上記(2)に対応するため、時間外勤務、休日出勤により事務処理体制を拡充して対応したほか、委託業者に対し昼夜交替制の勤務体制を整えさせるなどの措置を講じたことにより、年度内には多くが速やかに処理されるようになり、最終的には、22 年度内(開始から 5 か月余りの間)で、総申請者の 90.6%である 56,448 件を認定することができた。</p> <p>「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。</p>

		<p>「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、請求者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。</p> <p>「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、的確な業務運営に資する有効な施策と認められる。</p>
(7) 申請者への通知	A	<p>申請者への通知については、以下のとおり、速やかに送付することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金の該当者 56,448 人に対して認定通知書を送付し、非該当者 63 人に対して非該当の理由を付して却下通知書を送付した。</p> <p>(2) 認定通知書は、認定後、内閣総理大臣の書面を同封し1週間後に送付した。また、却下通知書については、決裁後速やかに送付した。</p> <p>「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知すべきことは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。</p> <p>「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点において処分の効力が生じることとなることから有効な手段である。</p>
5 その他の重点事項 (1) 効果的な広報	A	<p>効果的な広報については、以下のとおり、さまざまな手法により広く一般の方に対して周知を図ることができたことから、「目標を十分に達成」と評価できる。</p> <p>(1) 目標に掲げられている4媒体を利用した広報（交通広告、新聞広告、ポスター、既参加者への案内等）については、予定どおり実施している。交通広告については、平和祈念展示資料館において、特別企画展開催時のゴールデンウィーク、夏休み期間に的を絞って約1ヶ月間の実施。1広告媒体に複数の内容を盛り込むなど効率的な広告が実施されている。アンケート調査では、約半数が交通広告を見て来館と回答。</p>

		<p>(2) ホームページで特別企画展等の新着情報を提供する等の広報活動のほか、平和祈念展示資料館が入居している新宿住友ビルの入居企業を訪問して、基金及び平和祈念展示資料館のパンフレットを配布し、来館要請を行う等積極的に広報活動を実施。</p> <p>「必要性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと。」の具体化を図るというものであり、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 基金が実施している慰藉事業を周知するために、様々な媒体を利用して広報することは、効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面も有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>
<p>(2) ホームページの充実</p>	<p>A A</p>	<p>ホームページの充実については、以下のとおり、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図ったことにより、目標のみならず、前年度上半期のアクセス件数を大幅に上回ったアクセス件数を得たほか、内容の充実などに適宜努めたことから、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>(1) アクセス件数については、上半期のアクセス件数 38 万件以上とする目標に対して、前年度上半期の 491,490 件を大きく上回る 579,544 件で 153%を達成している。4 月から運用を開始したインターネット資料館は、平和祈念展示資料館の紹介をしており、基金ホームページとの相乗効果があったことから多くのアクセスがあった。</p> <p>(2) 「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」の全文を電子データとして掲載する等、内容の充実を図った。</p> <p>(3) 特別企画展等の開催情報や語り部の参加情報について掲載し入館者の底上げを図ったほか、平和祈念展</p>

		<p>示資料館の休館のお知らせ、入札の新着情報を掲載するなどして、適時適切な情報提供ができるよう努めた。</p> <p>(4) 22年10月に基金ホームページを全面的に更新し、特別給付金の支給情報等を中心に適宜提供を行った。</p> <p>「必要性」 ホームページは、設立目的等の基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深めるために必要な施策である。現在は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように充実を図る必要がある。</p> <p>「効率性」 基金や平和祈念展示資料館のホームページは、特別企画展等の参加申込などの丁寧な情報提供を行うことにより、単に若者のみでなく広く国民向けの広報サイトとして広く利用に供されることになることから、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 ホームページは、基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深める手段として有効である。現在は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように内容の充実を図ることは有効である。</p>
<p>(3) 地方公共団体との連携</p>	<p>A</p>	<p>地方公共団体との連携については、以下のとおり、特別給付金支給事業の実施に当たって緊密な連携を図ることができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>○ 都道府県を含めて1,822の政令市、全市区町村に対し、法律の概要等を送付し、自治体の広報誌への掲載などの協力要請を行うと同時に旧軍人等の本邦帰還日調査の協力を依頼している。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方自治体に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。</p> <p>「効率性」 特別給付金支給に当たって、支給対象者の身近にある地方自治体に情報提供をしたり、広報を依頼することや、陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請し、確認の作業をしてもらうことは効率的な施策である。</p>

		<p>「有効性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方自治体に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは有効な施策である。</p>
(4) 関係資料館との連携	C	<p>関係資料館との連携については、従来実施している関係資料館間でのパンフ等による相互PRの他は、舞鶴引揚記念館の運営検討委員会へのオブザーバー派遣の同意にとどまったため、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 従来同様、全国各地の関係資料館との間でお互いにパンフレット、リーフレット等を備えたほか、ホームページの相互リンクや、出版物、DVD、ポスター、チラシの送付などを行い、関係資料館との連携に努めた。</p> <p>(2) 基金の専門員を「舞鶴引揚記念館のあり方検討委員会」のオブザーバーに就任させることに同意し、舞鶴引揚記念館の運営検討に協力する連携を行った。</p> <p>「必要性」 運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは、展示会や講演会等の内容充実に資することとなり、ひいては関係者に慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 類似の関係資料館との連携を図って協力関係を維持しておくことは、基金の慰藉事業を行うために効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金の本来目的である慰藉事業を実施していく上で、運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは有効な施策である。</p>
(5) 基金記録史の作成・掲載	A	<p>基金記録史の作成・掲載について、以下のとおり、資料を収集し、ホームページに掲載していることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>○ 基金の事業の実績等を経緯編として整理し、平成21年度に実施した運営委員会等の会議開催の記録や関係規程を整理したものを、逐次、基金ホームページの「基金記録史（暫定版）」に追加掲載して、国民に情報提供を行っている。</p> <p>「必要性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰</p>

			<p>藉事業の実績を整理し、後世に伝えることは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を基金記録史として整理し、基金のホームページに掲載することは、広く国民に周知する手段として効率的である。</p> <p>「有効性」 2年後の解散に向けて、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を逐次整理しておくことは、後世に記録を引き継ぎ、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効な手法である。</p>
財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>予算、収支計画及び資金計画については、以下のとおり、安全かつ適切な管理・運用のもと実施されていることから、「目標を十分に達成」と評価できる。</p> <p>(1) 運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の政府出資金の運用収入は予算額を上回る 167 百万円を確保するなど堅実な資金管理に努めている。</p> <p>(2) 運営費交付金の執行率は 79%であるが、これは交通広告の見直し等の予算執行管理と一般競争入札の徹底及び人件費の抑制によるものである。また、当期純利益は 43 百万円である。</p> <p>(3) 運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p> <p>「必要性」 法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された 200 億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、健全な財務運営に意を用いるべきである。また、22 年 10 月以降は特別準備金として、特別給付金事業に充てる財源であり、資金化するに当たり同様の健全な財務運営に意を用いるべきである。</p>

			<p>「効率性」 運用資金を安全確実な運用に努めるとともに、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成し堅実な運用収入を確保する運用方法は効率的な運用と判断できる。</p> <p>「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要なものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、健全な財務運営に意を用いることは有効な施策と認められる。</p>
その他	<p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 環境対策</p>	A	<p>環境対策については、以下のとおり、環境方針のもと、環境に配慮した業務運営を継続的に行っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけて、全38品目の調達目標の100%を昨年に引続き達成している。</p> <p>(2) 日常的には両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底等を実施し効果も認められ、更に東日本大震災後においては、徹底した節電対策として、事務室の一部消灯と昼休み時間の完全消灯などを実施している。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明することは必要な姿勢である。</p> <p>「効率性」 環境方針として「環境物品等の調達を推進するための方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。</p>
	2 危機管理	A	<p>危機管理について、以下のとおり、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>○ 入居ビルの防火防災訓練及び防火研修会に参加した際に、平和祈念展示資料館の危機対応マニュアル等に基</p>

		<p>づいて訓練等を行い、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っている。</p> <p>「必要性」 平和祈念展示資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等の危機管理の充実及び職員意識の向上は必要なことである。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、日頃から危機管理の意識を高めておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的である。</p> <p>「有効性」 平和祈念展示資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等により危機管理体制を充実し、職員意識を向上させておくことは災害発生時の被害を最小化するために有効な施策である。</p>
3 職場環境	A	<p>職場環境について、以下のとおり、メンタルヘルス、ハラスメントについて、管理を徹底し、配慮に努めたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについては、防止の取組に係る会議の開催、職員への周知の実施、女性相談員の配置、相談体制の整備を行う等、管理を徹底。</p> <p>(2) メンタルヘルスについても会議を開催し、注意を喚起。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、職員の健康管理のためにも必要な施策である。</p> <p>「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの取組について、職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、職員の健康管理のためにも有効な施策である。</p>

<p>4 内部統制・ガバナンス強化</p>	<p>A</p>	<p>内部統制・ガバナンス強化について、以下のとおり、理事長を中心として、内部統制・ガバナンスの強化に努めたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 職務の遂行に当たって、法令、規定等の遵守に万全を図るとしており、基金では特別給付金支給業務について、理事長主宰のもと22年11月18日から23年3月末日まで毎日全体会議を開催して組織一丸となって対処している。これは、新理事長の発想に基づくもので、「発生した問題は、その日のうちに解決する。」とする問題即決型手法である。</p> <p>(2) to do リストの作成と業務の確認で、内部統制の現状把握と課題確認表を作成しており、未達成事項の確認と達成に向けての対応策を検討することができる体制となっている。</p> <p>(3) なお、一部の業務において、組織内の意思疎通が十分に図られておらず、平和祈念展示資料館の資料の国への移管に支障が生じたり、特別給付金支給事業において受付当初の認定がスムーズにいかなくなったりするなどの状況が発生した。</p> <p>そこで、特別給付金支給事業において、認定体制の再構築を行い事務処理体制の拡充を積極的に実施する等の早期支給の達成を阻害する要因の洗い出しを行ったことで、結果として、22年度中に91%の方々に認定通知書を交付する等組織全体として重要なリスクの把握・解消に取り組んだ。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、小規模な法人としては問題を先送りせず、その場で問題解決を図る即決型全体会議方式を導入することは効率的である。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。</p>
-----------------------	----------	--

独立行政法人平和祈念事業特別基金

項目別評価調書

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第1 中期計画の期間 平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。																									
	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務経費の削減																									
■中期計画の記載事項																										
<p>(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する平成22事業年度上半期（22年4月1日～同年9月30日）の割合を75%以下（通年ベース）とする。</p> <p>(2) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）とともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p>																										
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																										
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																								
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務経費の削減	(1) 業務経費（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）全般の削減については、業務運営の効率化を進め、更なる節減に努める。	<p>(1) 業務経費</p> <p>① 業務経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化を進めた結果、22年度は、上半期決算額を通年ベースにした額で722百万円となり、21年度と比較して、△76百万円、△10%の削減。 なお、19年度【中期目標上の基準年】の決算額と比較しても、△25%の目標に対し、通年ベースで△42.9%を削減。 主な削減要因は、交通広告で△46百万円（21年度は通年広告で118百万円、22年度は、広告時期を絞って実施することにより効率化を図り、1ヶ月広告を2回実施し36百万円（通年ベースで72百万円））、人件費で△26百万円。 事務所は総務省第2庁舎を借用しており、会議室を所有しないかわりに、必要の都度、庁舎内の会議室を借用している。 <p>業務経費の年度比較 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度決算</th> <th>21年度決算</th> <th>22年度決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額</td> <td>1,264</td> <td>798</td> <td>361</td> </tr> <tr> <td>通年ベース</td> <td>1,264</td> <td>798</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>対19年度比</td> <td>100.0%</td> <td>63.1%</td> <td>57.1%</td> </tr> <tr> <td>対19年度削減率</td> <td>—</td> <td>△36.9%</td> <td>△42.9%</td> </tr> <tr> <td>対21年度削減率</td> <td>—</td> <td>0%</td> <td>△10%</td> </tr> </tbody> </table>		19年度決算	21年度決算	22年度決算	決算額	1,264	798	361	通年ベース	1,264	798	722	対19年度比	100.0%	63.1%	57.1%	対19年度削減率	—	△36.9%	△42.9%	対21年度削減率	—	0%	△10%
	19年度決算	21年度決算	22年度決算																							
決算額	1,264	798	361																							
通年ベース	1,264	798	722																							
対19年度比	100.0%	63.1%	57.1%																							
対19年度削減率	—	△36.9%	△42.9%																							
対21年度削減率	—	0%	△10%																							

また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、削減に努めるとともに、

② 人件費の削減

- ・22年度は、上半期決算額を同年ベースにした額で140百万円となり、21年度と比較して、△26百万円、△15.7%の削減。
- ・その主な削減要因は、22年度は21年度と比較して職員が年間で延15人月減（△10百万円）となっていること、理事長及び理事について6月支給の特別手当（3.5百万円）が減少となっていること（理事長は非常勤であったため支給せず、理事は4月就任のため支給割合が小さかった）等である。
- ・なお、17年度【中期目標上の基準年】の決算額と比較しても、△4.5%の目標に対し、△28.9%を削減。
- ・「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（22年11月1日閣議決定）を受けて、基金の役員報酬規程、職員給与規程等を改正。（11月30日）
- ・平成21年12月22日に要請のあった「貴法人の職員の給与等の水準の適正化について」の独法独自の諸手当及び法定外福利費の支出については、健康診断及び医薬品購入のみであり、レクリエーション経費、慶弔見舞金等の支出は行っていない。
- ・平成22年5月20日に要請があった「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」の法人互助組織、食事交付等の食事補助及び職員祝金等の支出の廃止要請については、該当する支出は行っていない。

人件費の年度比較

（単位：百万円）

	17年度決算	21年度決算	22年度決算
決 算 額	197	166	70
通 年 ベ ー ス	197	166	140
対17年度比	100.0%	84.3%	71.1%
対17年度削減率	—	△15.7%	△28.9%
対21年度削減率	—	0%	△15.7%

役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。

③ 給与水準について

対国家公務員ラスパイレス指数についてみると22年度は109.0（21年度は110.8）で、昨年度より1.8の改善となっている。基金の事務所が東京都新宿区に所在すること（特別都市手当 12%）などにより、100.0を超えているが、東京都特別区に在勤する者と比較すると、年齢別、地域別勘案では94.9、年齢別、地域別、学歴別勘案では95.8となっており、概ね国家公務員と同水準である。

当該業務に係る事業経費

— 千円

当該事業に係る職員数

— 名

<p>■ 当該項目の評価 (A A ~D)</p>	<p>A</p>	
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>業務経費の削減について、以下のとおり、業務運営の効率化を進め、節減に努めていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 業務経費について、22年度は21年度と比較して10%の削減となっている。その主な要因は、広報経費及び人件費の削減が挙げられる。なお、中期目標の基準年である19年度決算額と比較しても、42.9%を削減しており、中期目標の△25%を十分に達成している。</p> <p>(2) 人件費について、22年度は21年度と比較して15.7%の削減となっている。その主な要因は、21年度から延15人月減となったこと、理事長、理事の6月の特別手当が減少したことなどが挙げられる。なお、中期目標の基準年である17年度決算額と比較しても28.9%を削減しており、中期目標の△4.5%を十分に達成している。</p> <p>(3) ラスパイレス指数については、109.0で昨年より1.8の改善となっている。100.0を超えているのは、基金は東京都新宿区に所在しているためであり、東京都特別区に在勤する者と比較した年齢別、地域別勘案では94.9、年齢別、地域別、学歴別勘案では95.8となっていることから、概ね国家公務員と同水準である。</p> <p>「必要性」 業務経費全体について、その運営の効率化を図るに当たり、常に経費削減を意識して業務運営を実施することは法人として当然の責務であり必要な施策である。</p> <p>「効率性」 業務経費、人件費の削減及び給与水準等の見直し等、多角的な見直しを意識して行うことは、基金の業務を健全に運営する上で、効率的な方法である。</p> <p>「有効性」 業務経費全体について、その運営の効率化を図るに当たり、常に経費削減を意識して業務運営を実施することは法人として当然の責務であり有効な施策である。</p>		

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	2 外部委託の推進	
■中期計画の記載事項		
外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 外部委託の推進	外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。	<p>外部委託の推進 基金では、外部委託を推進し、効率的な事業の推進を図る中で、コスト削減に努めている。主な外部委託業務としては、下記の事業が挙げられる。</p> <p>① 既委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 21年度に引き続き、平和祈念展（新宿西口展）の展示や講演会等について、4件の外部委託を実施。 これらの外部委託に当たり、会場設営、講演会等の運営については、専門的知識や企画アイデアを持つ外部委託先に委ねる一方、展示物の選定、展示物の説明文作成、展示品の展示方法に関するアドバイス等、事業のコアとなる部分については、事業の全体を見ながら、基金がこれまで蓄積しているノウハウを活用し、効率的に事業を実施し、コア・コンピタンスの蓄積についても配慮。 具体的には、例えば、平和祈念展（新宿西口展）において、3問題に関する展示コーナーやビデオコーナーを設置したが、パンフレットの配布や入場者数のカウントなどは外部委託を行うことで、基金は少人数の職員で効率的に事業を実施した。 <p>② 新規の委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別給付金の電話対応及び事務処理業務の一部を新規に外部委託。 これは、国民からの電話相談及び約7万の対象者からの請求書類に係る処理業務の一部を行うもので、外部のノウハウを活用することで、基金では、処理業務の中核部分と、外部委託では処理が困難な案件に注力することができ、効率的な事業実施が可能になった。同時に、委託業者から情報提供を受け、対象者等からの意見を整理し、基金においてコア・コンピタンスの蓄積に配慮した。

当該業務に係る事業経費	千円	当該事業に係る職員数	15名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>外部委託の推進については、以下の例に示すとおり、外部委託を推進することにより、業務の効率化を図り、また、コア・コンピタンスの蓄積に配慮したことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平和祈念展（新宿西口展）の展示や講演会等については、会場設営、講演会等の運営については、専門的知識や企画アイデアを持つ外部委託先に委ねる一方、事業のコアとなる部分については、基金がこれまで蓄積しているノウハウを活用することで、効率的に事業を実施し、コア・コンピタンスの蓄積についても配慮した。</p> <p>(2) 特別給付金支給業務の電話対応及び事務処理業務については、外部委託をすることにより、外部のノウハウを活用して、電話相談や請求書類に係る処理業務の効率的な実施が可能となった。また、受託事業者から情報提供を受け、対象者等からの意見を整理し、コア・コンピタンスの蓄積に配慮した。</p> <p>「必要性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、必要の都度、外部に委託することは、経費の削減のほか、質や仕上がりの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p>			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置																		
	3 組織運営の効率化																		
■中期計画の記載事項																			
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金の課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。																			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																	
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 組織運営の効率化	組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。	<p>組織運営の効率化</p> <p>① 4月当初は、9月末に解散することとなっていたことから、順次、業務を縮小する必要があったため、前年度末の16名体制から3名を削減して、13名体制でスタート。</p> <p>② 7月は、6月に「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」が成立・施行されたことに伴い、基金の解散が延期されるとともに、10月から新たに特別給付金支給業務を実施することになったため、2名採用し、外部委託や内部審査に関する企画管理体制の強化を図った。</p> <p>③ 10月は、特別給付金の支給業務に対応するため、事業部を特別給付金「認定担当」と「支給担当」の2参事制に再編するとともに、総務部から事業部に2名振替した。</p> <p>④ その結果、請求書の認定業務及び給付金の支給業務の体制が整い56千件の認定を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月1日～</th> <th>7月16日～</th> <th>10月1日～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長 1名 企画総務参事 2名 財務参事 4名 合計 7名</td> <td>総務部長 1名 企画総務参事 3名 財務参事 4名 合計 8名</td> <td>総務部長 1名 企画総務参事 2名 財務参事 3名 合計 6名</td> </tr> <tr> <td>事業部</td> <td>事業部長 1名 書状等贈呈担当参事 1名 展示・フォーラム担当参事 2名 調査企画担当参事 2名 合計 6名</td> <td>事業部長 1名 書状等贈呈担当参事 2名 展示・フォーラム担当参事 2名 調査企画担当参事 2名 合計 7名</td> <td>事業部長 1名 認定担当参事 3名 支給担当参事 3名 旧事業担当 2名 合計 9名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13名</td> <td>15名</td> <td>15名</td> </tr> </tbody> </table>			4月1日～	7月16日～	10月1日～	総務部	総務部長 1名 企画総務参事 2名 財務参事 4名 合計 7名	総務部長 1名 企画総務参事 3名 財務参事 4名 合計 8名	総務部長 1名 企画総務参事 2名 財務参事 3名 合計 6名	事業部	事業部長 1名 書状等贈呈担当参事 1名 展示・フォーラム担当参事 2名 調査企画担当参事 2名 合計 6名	事業部長 1名 書状等贈呈担当参事 2名 展示・フォーラム担当参事 2名 調査企画担当参事 2名 合計 7名	事業部長 1名 認定担当参事 3名 支給担当参事 3名 旧事業担当 2名 合計 9名	合計	13名	15名	15名
	4月1日～	7月16日～	10月1日～																
総務部	総務部長 1名 企画総務参事 2名 財務参事 4名 合計 7名	総務部長 1名 企画総務参事 3名 財務参事 4名 合計 8名	総務部長 1名 企画総務参事 2名 財務参事 3名 合計 6名																
事業部	事業部長 1名 書状等贈呈担当参事 1名 展示・フォーラム担当参事 2名 調査企画担当参事 2名 合計 6名	事業部長 1名 書状等贈呈担当参事 2名 展示・フォーラム担当参事 2名 調査企画担当参事 2名 合計 7名	事業部長 1名 認定担当参事 3名 支給担当参事 3名 旧事業担当 2名 合計 9名																
合計	13名	15名	15名																
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15名																

<p>■ 当該項目の評価 (A A ~D)</p>	<p>A</p>	
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>組織運営の効率化について、以下の取組により、特別給付金支給事務に対応した追加・機動的な人員配置を実施し、結果として5 6 千件の認定実績を上げたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 4 月当初は、9 月末の解散に向けた業務の縮小に伴う人員削減を行うため、退職職員等の補充を行わず3 人の削減を実施。</p> <p>(2) シベリア特別措置法成立・施行に伴う1 0 月からの新規事業の発生に対して、事業部を2 参事制に組織再編するとともに、総務部から事業部に2 名振替を行い、追加・機動的な人員配置に努めた。組織全体では4 月当初に比べて2 名の増員に抑えた。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び追加・機動的な人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>		

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 随意契約の見直し	
■中期計画の記載事項		
<p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを公表する。</p> <p>なお、監事による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 随意契約の見直し</p>	<p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等についても、競争性、透明性が十分確保されるように契約の適正化を推進する取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会による点検、見直しの状況及び契約の改善についてのフォローアップ状況を公表する。</p>	<p>(1) 「随意契約の見直し計画」の取組状況の公表</p> <p>① 20年度に締結した随意契約等について点検・見直しを行い、平成22年4月30日に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページへ公表。 22年度の随意契約については、「随意契約の見直し計画」に基づいて取組を実施した結果、20年度実績と比べて、契約全体に対する随意契約の割合が、件数で14.5ポイント、金額で59.6ポイントの減となった。 また、第3回契約監視委員会においても、実施可能な事業の全てが一般競争入札となっており、見直しの必要性はないとされた。</p> <p>(2) 契約監視委員会による点検等</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等についても、10日以上の公示期間の確保やホームページへの入札説明書(仕様書)の掲載等を実施。</p> <p>② 平成23年3月9日に第3回契約監視委員会を開催。 一般競争入札等については、審議の結果、委員長から「一者応札や一者応募に該当する競争がなかったことは評価できる。」等の発言があり、見直しを実施するものはないとして、契約監視委員会として承認。</p> <p>③ 契約監視委員会の議事概要を公表(3月9日)</p>

		22年度契約状況一覧				(単位：千円)	
		随意契約等見直し計画				22年度実績	
		20年度実績		見直し後			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
		33.8%	7.2%	50.6%	8.3%	48.3%	66.8%
一般競争入札		26	677,936	39	779,621	29	306,174
競争入札		24.7%	5.9%	41.6%	7.0%	45.0%	64.8%
		19	551,042	32	652,727	27	297,163
企画競争・公募		9.1%	1.4%	9.1%	1.4%	3.3%	2.0%
		7	126,894	7	126,894	2	9,011
随意契約		66.2%	92.8%	49.4%	91.7%	51.7%	33.2%
		51	8,707,481	38	8,605,797	31	152,237
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		77	9,385,418	77	9,385,418	60	458,412

*金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

なお、監事による監査においても、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

(3) 監事によるチェック

① 月例の役員会で監事に対し、前月に執行した契約締結状況について、案件及び契約内容、契約相手方、契約日、契約期間、契約金額、契約形態、契約方法を報告し、監査を受けた。随意契約とした場合は、理由と根拠法令を1件ごと説明。

② また、監事からは、不落随意契約となった経緯や電話相談業務のスーパーバイザーの業務等の事案についての説明を求められ、説明の上、ご理解をいただいた

当該業務に係る事業経費	千円	当該事業に係る職員数	名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>随意契約の見直しについて、以下の理由により、競争性及び透明性が十分確保され契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていることから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日策定)をホームページへ公表し、当該計画に基づいて取組を実施した結果、20年度と比べ、契約全体に対する随意契約の割合が、件数・金額ともに減少し、第3回契約監視委員会でも見直しの必要性はないとされた。</p> <p>(2) 一般競争入札については、第3回契約監視委員会を開催し、見直しの必要性はないとして、契約監視委員から承認を得た。</p> <p>(3) 監事によるチェックについては、月例の役員会で契約実績の報告及び質疑に関する説明を実施している。</p> <p>「必要性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p> <p>「効率性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。</p>			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示	
■中期計画の記載事項		
<p>(1) 資料の収集</p> <p>① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p> <p>② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。</p>		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p>	<p>(1) 資料の収集</p> <p>① 個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、必要に応じ、未収集の重要な関係資料について収集し、適切に国へ移管する。</p> <p>② 既存の寄託品については、寄贈への切替えを所有者に依頼する。 なお、所有者の所在不明又は所</p>	<p>(1) 資料の収集</p> <p>① 未収集の重要な関係資料の収集と国への適切な移管</p> <p>① 資料の収集については、受付体制を整備し関係団体を通じて寄贈の依頼をする等したが、重要な関係資料の寄贈の申入れがなかったため、新規に収集した実物資料は0件であった。</p> <p>② 寄託品の寄贈への切替えと資料整備等検討委員会の方針決定について</p> <p>① 寄託品の寄贈への切替えについては、22年度期首における寄託者26名（333件）に対し、文書又は電話により寄贈への切替えをお願いしたところ、6名（38件）から寄贈承諾書を得るこ</p>

	<p>有者への連絡が不能のため承諾を得られないことにより寄贈への切替が困難な寄託品の扱いについては、資料整備等検討委員会において方針決定し、その決定により処理する。</p>	<p>とができ、1名（152件）に資料を返還した。しかし、文書宛先不明返送、電話不通により連絡不能のもの等19名（143件）について、寄贈承諾を得ることができなかった。</p> <p>② 資料整備等検討委員会については、5月に委員会を開催する準備を行い、既存寄託資料の取扱いについて方針決定をする予定であったが、事前に外部有識者の委員の方々に意見を求めたところ、「寄託制度を継続し、寄託資料として保管すべきである」との意見が寄せられたため、基金において、今後の対応を検討することとし、委員会は開催しなかった。</p> <p>なお、22年9月末現在で切替え未了の寄託品については、国に引き継ぐことはできないが、基金が存続することになったため、引き続き基金において寄贈承諾書を得るための事務を継続。</p> <p>◎寄託品の改善状況</p> <table border="1" data-bbox="1151 682 2659 1138"> <thead> <tr> <th></th> <th>期首寄託品①</th> <th>期末寄託品②</th> <th>処理数③=①-②</th> <th>処理率%③/①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度 人数(人)</td> <td>26</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>寄贈承諾 資料返還</td> <td></td> <td>6 1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料件数(件)</td> <td>333</td> <td>143</td> <td>190</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>寄贈承諾 資料返還</td> <td></td> <td>38 152</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21年度 人数(人)</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>6</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>資料件数(件)</td> <td>349</td> <td>333</td> <td>16</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>20年度 人数(人)</td> <td>59</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>資料件数(件)</td> <td>476</td> <td>349</td> <td>127</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>※22年度については、9月末までの実績</p>			期首寄託品①	期末寄託品②	処理数③=①-②	処理率%③/①	22年度 人数(人)	26	19	7	27	寄贈承諾 資料返還		6 1			資料件数(件)	333	143	190	57	寄贈承諾 資料返還		38 152			21年度 人数(人)	32	26	6	19	資料件数(件)	349	333	16	5	20年度 人数(人)	59	32	27	46	資料件数(件)	476	349	127	27
	期首寄託品①	期末寄託品②	処理数③=①-②	処理率%③/①																																												
22年度 人数(人)	26	19	7	27																																												
寄贈承諾 資料返還		6 1																																														
資料件数(件)	333	143	190	57																																												
寄贈承諾 資料返還		38 152																																														
21年度 人数(人)	32	26	6	19																																												
資料件数(件)	349	333	16	5																																												
20年度 人数(人)	59	32	27	46																																												
資料件数(件)	476	349	127	27																																												
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>— 千円</p>	<p>当該事業に係る職員数</p>	<p>4 名</p>																																													
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>B</p>																																															
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>資料の収集については、以下のとおり、重要な関係資料の収集及び寄託から寄贈への切替えのいずれについても、達成目標に対して一定の努力をしていることから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 9月の業務終了を控え、必要に応じて未収集の重要な関係資料に重点を置いて収集する方針を取り、資料収集件数は結果として0件であったものの、関係団体にも協力を依頼、平和祈念展示資料館を受付窓口として効率的な収集に努めた。</p> <p>(2) 平成22年において、寄託者26名（333件）に対し、文書又は電話により寄贈への切替えを依頼し、6名（38件）から寄贈承諾書を得ることができ、1名（152件）に資料を返還した。結果的に、寄贈承諾を得ることができなかった寄託品（19名（143件））が生じたものの、これらについては、22年10月以降、基金が存続することになったことから、引き続き基金において、寄贈切替え手続きを継続することとした。なお、資料整備等検討委員会の外部委員から寄託品制度を残すべきという意見を事前にいただいたため、同委員会は開催しなかった。</p>																																																

「必要性」 資料収集業務は関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくために必要な業務である。近年は、関係者の高齢化に伴い、関係資料が散逸していくことが危惧される状況であるため、特に実施する必要性が高い。

「効率性」 資料の収集について、平和祈念展示資料館での受付とともに関係団体への協力要請を行うことは、経費の節減を含めて効率的な手法である。

「有効性」 基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには関係資料は不可欠の要素であり、関係資料を一体的に収集・保管・展示することは設立目的を達成するために有効な手段である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示													
■中期計画の記載事項														
<p>(2) 資料の保管</p> <p>基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果（以下「在り方の検討結果」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。</p> <p>①関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。</p> <p>②希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿の倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。</p> <p>③保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。</p>														
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果														
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）												
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p>	<p>(2) 資料の保管</p> <p>総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果（以下「在り方の検討結果」という。）を踏まえつつ、次の事項を行い、関係資料を国へ適切に移管する。</p> <p>①適切な保管 ア環境の整備</p> <p>資料整備及び資料の引継ぎに支障を来さないよう、良好な保管環境を維持する。</p> <p>イ関係資料の修理等 専門家と連携して関係資料の</p>	<p>(2) 資料の保管</p> <p>① 適切な保管 《環境の整備》</p> <p>① 基金が保有している実物資料は、平和祈念展示資料館に常設展示中の約400点を除き、良好な保管環境を維持するため美術品保管専用倉庫において保管。これら資料は、特別企画展、平和祈念展（新宿西口展）等の臨時展示の際に必要なに応じて使用されている。 ただ、特別企画展（3回）と平和祈念展（新宿西口展）とを合わせて6か月で4回開催したことなどから、使用頻度の高い展示資料の一部などについて、指定された収納場所に収納されていないものが見受けられた。</p> <p>② 図書資料は平和祈念展示資料館の倉庫及び月島倉庫（一般倉庫）において保管されている。</p> <p>③ 平和基金の所有する実物資料及び図書資料は、22年9月末をもって、総務省へ移管した。</p> <p>◎移管資料数量 (22.9末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1308 1398 2030 1703"> <thead> <tr> <th></th> <th>移管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実物資料</td> <td>12,839件</td> </tr> <tr> <td>紙資料等</td> <td>11,705件 (31,266点)</td> </tr> <tr> <td>複製資料等</td> <td>642件</td> </tr> <tr> <td>音声・映像資料</td> <td>492件</td> </tr> <tr> <td>図書資料</td> <td>12,006冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>《関係資料の修理等》 新規寄贈物品がないためランク付け作業無し。</p>		移管数量	実物資料	12,839件	紙資料等	11,705件 (31,266点)	複製資料等	642件	音声・映像資料	492件	図書資料	12,006冊
	移管数量													
実物資料	12,839件													
紙資料等	11,705件 (31,266点)													
複製資料等	642件													
音声・映像資料	492件													
図書資料	12,006冊													

	<p>現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。</p> <p>②適切な保存措置 ア適切な環境での保管 必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿の倉庫に保管する。</p> <p>イ劣化防止 関係資料については、必要に応じて、劣化防止のための措置を講じる。</p> <p>③平成22年度に寄贈された関係資料の電子データ化については、前年に引き続き実施する。</p> <p>また、関係資料の画像化については、積極的に推進する。</p>	<p>②適切な保存措置 《燻蒸処理》 ●燻蒸処理 収蔵資料展に展示された軍服、衣料等及び21年度に寄贈された実物資料、計14件を燻蒸処理。</p> <p>《保護材の使用》 ①紙類はタトウ紙に包み中性製紙の資料袋に入れ静電気防止素材のコンテナで保管 ②木類、金属類、皮革類等の立体物はタトウ紙やビニール袋（空気穴有）に入れ静電気防止素材のコンテナで保管 ③軍服等の布類は桐箱へ収納 など、いずれも資料に負荷がかからないよう配慮して保管。</p> <p>《定温、定湿の倉庫に保存》 ●美術品保管用の定温定湿倉庫（温度20度、湿度60%）に保管。布類、紙類、木類、金属類、皮革類は、絵画資料、複製資料とは別に保管。</p> <p>《劣化防止》 ●劣化が激しい実物資料12件について、写真、軍事郵便葉書等の脱酸化処理等を実施。</p> <p>③関係資料の電子データ化 ①移管に備え調査した結果、資料データ管理システム及び図書システムへのデータ入力に漏れがあったため、実物資料データ55件分、図書資料データ25件分を新たに入力。22年9月末をもって、総務省にデータを引き継いだ。 ・実物資料データ 12,839データ ・図書資料データ 12,006データ ②実物資料の画像化 ・未画像化分4,833件のうち1,247件（26%）を画像化処理。 ・これまでの画像化実施状況9,253件/12,839件=72%</p>	
当該業務に係る事業経費	6,669千円	当該事業に係る職員数	4名

<p>■ 当該項目の評価 (A A ~D)</p>	<p>B</p>	
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>資料の保管については、以下のとおり、良好な保管環境のもと、概ね適切な保存措置が講じられていると言えることから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別企画展、平和祈念展（新宿西口展）等が開催されたため、使用頻度の高い展示資料の一部などにおいて、指定された収納場所に収納されていない管理状況となっているものが見受けられるなど、必ずしも適切に保管されていないものもあった。</p> <p>(2) 平和祈念展示資料館での展示品を除く多くの資料は、良好な保管環境を維持するため、美術品保管専用倉庫等において保管されており、平和基金の所有する資料は22年9月末をもって、総務省に移管した。</p> <p>(3) 資料については、種類ごとに適切な保存措置を講じ、定温、定湿の倉庫に保管されている。また、燻蒸処理や劣化防止措置等も実施されている。</p> <p>(4) 資料の電子データ化については、データ入力を完了し、9月末に総務省にデータを引き継いだ。なお、実物資料の画像化については、実施状況が72%となっている。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには、体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要である。</p> <p>「効率性」 収集された実物資料等の移管業務を円滑に行うために、実物資料等の電子データ化は管理上欠かせない効率的な作業である。</p> <p>「有効性」 収集している資料は、関係者に対し慰藉の念を示す基金にとって、重要かつ貴重な資料であるため、適切な措置を講じ、保管することは本来目的を達成するために有効な手段である。</p>		

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p>		
<p>(3) 資料の展示</p> <p>①平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。 また、説明員の配置による入館者への個別説明の実態、開館日・館時間の弾力化等を行う。 その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、平成22年9月までの2年6月間における入館者数を13万人以上とする。</p> <p>②特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。</p> <p>③平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p> <p>④地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、平成22年9月までの2年6月間における入場者数を4万人以上とする。</p> <p>⑤アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p> <p>⑥関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p>		
<p>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</p>		
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p>	<p>(3) 資料の展示</p> <p>①平和祈念展示資料館 関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、定休日(月曜日)の臨時開館等を継続する。 また、インターネット資料館の開設に伴う新入館者に対し、適切な対応を行うこ</p>	<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p> <p>① 関係資料の展示等 9月末の閉館まで、連続して3回の特別企画展を開催。展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、語り部の配置、展示資料の解説講座開催を行い、関係資料の展示を着実に実施した。</p> <p>② 広報の実施 ・交通広告 22年度は、21年度の通年広告と異なり、館内に併設される特別企画展の開催時期に合わせて、ゴールデンウィーク及び夏休み期間の2回に分けて、それぞれ約1か月程度、交通広</p>

とにより、リピーターの増を図る。
 なお、平成22年4月から9月までの6か月間の入館者数が目標の3万3千人以上となるように努める。

告を実施した。

・新聞

7月の特別企画展の広告を全国紙4紙（関東エリア）に掲載。

③ 総合説明員及び説明員等による積極的対応

総合説明員2名、説明員1名及び学芸員1名を館内に配置した。入館者の説明要望には事前予約で対応しているが、予約がない場合にも来館者の要望に対応。延79名により、916名（事前登録765名、入館後希望151名）の入館者に対して説明を実施。

説明を受けた入館者数

	平成22年	平成21年度
入館者数	1,832人	1,181人
対21年度比較	155%	

*22年度は通年ベースに換算（実績×2）

④ リピーター対策

特別企画展の入館者等（リピーター等）に計5,864通のダイレクトメールを送付。

⑤ 臨時開館の継続及び開館時間の弾力的措置

平成20年7月からスタートした月曜日（休館日）の臨時開館措置について、22年度も継続。

また、平和祈念展（新宿西口展）と連携して開催した特別企画展「終戦記念特別展—65年目の夏、あの日あのとき—」の期間中は、昨年に引き続き、閉館時間を2時間30分延長して20時までとする弾力的な措置を実施。

⑥ インターネット資料館

来館できない方に「関係者の労苦について、理解を深め、関係者に対して慰藉の念を示すこと等」を目的として、22年4月に開設。アクセス件数は9月末までの半年間で193,131件。

また、インターネット資料館を見て訪れた入館者にはインターネット資料館で展示している実物の資料についてご案内するなどの対応をした。

⑦ 入館者数

平成22年度上半期の入館者数は29,388人で、年度目標である33,000人に対し、達成率89.1%。

なお、中期目標で定められた平成20年4月～22年9月までの2年6か月間での入館者数13万人以上に対し、入館者数は126,928人、達成率97.6%であった。

（参考）

20年度 48,272人

21年度 49,268人

22年度 29,388人

計126,928人

②特別企画展

ア企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、関係資料、収蔵資料を展示する特別企画展を3回開催し、集客の底上げを図る。

- ㊦ 4・5月「祖国日本までの長い道のり—兵士が、抑留者が、引揚者が—」
- ㊧ 6・7月「家族の肖像—生と死の記憶—」
- ㊨ 8・9月「終戦記念特別展—65年目の夏、あの日あのとき—」

イ講演会等

関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会（シンポジウム（6月6日（日））、フォーラム（8月8日（日））、朗読会）、トークショー等を計画的に開催し、平和祈念展示資料館の集客の底上げを図る。

⑧ 館内のビデオシアター

- ・戦争体験の労苦を描いたビデオを上映 <5月25日～7月13日 15回>
基金のホームページ上での広告や交通広告等により集客に努めた。
- ・「平和の尊さを語り継ぐ集い」（7月27日）における樹木希林さんの戦争体験手記の朗読会の模様をビデオ上映<9月6日～12日 毎日4回>

② 特別企画展

① 企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、テーマに合った収蔵資料を展示する特別企画展を3回開催し、集客の底上げを図った。

特別企画展期間中の平和祈念展示資料館の入館者数は、前年度同期間と比較すると、合計で2.3%増（568人増）となった。

特別企画展期間中の平和祈念展示資料館の入館者数

	今回入館者数（人）	前年同期間入館者数（人）	増減数（人）	増減率（%）
第1回4・5月 （4/14～5/30）	7,312	6,464	848	13.1
第2回6・7月 （6/4～7/25）	5,515	7,187	△1,672	△23.3
第3回8・9月 （7/30～9/12）	12,305	10,913	1,392	12.8
計	25,132	24,564	568	2.3

（参考）（22年度上半期入館者数29,388/21年度上半期入館者数29,320）-1=0.2%

② 講演会等

戦後生まれの世代が関係者の労苦を語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るための講演会等を3回開催し、シンポジウム、フォーラム、朗読会（参加者を交えたフリーディスカッションやトークショー等）を催した。3回の講演会等の入場者数は、655名であった。

講演会等において、平和祈念展示資料館の案内を行い、講演会等が開催された当日の平和祈念展示資料館の入館者数は、3回合計で前年同時期の平均入館者数を562人上回り、約2倍の入館者となった。

講演会等（3回）が開催された月の平和祈念展示資料館の入館者数

	22年度入館者数（人）	前年同月平均入館者数（人）	増減数（人）	増減率（%）
シンポジウム（6/6）	169	137	32	123.4
フォーラム（8/8）	597	297	300	201.0
朗読会（7/27）	378	148	230	255.4
合計	1,144	582	562	196.6

③平和祈念展

平成22年8月10日(火)～15日(日)の6日間に「平和祈念展」を新宿駅西口広場イベントコーナー(予定)で開催し、入場者数の目標1万1千人以上とする。

なお、開催するに当たっては、特別企画展「終戦記念特別展—65年目の夏、あの日あのとき—」と連携した企画を工夫することにより、平和祈念展示資料館の集客の底上げを図る。

④地方展示会

地方展示会は、関係団体への委託により全国各地で計画的に開催する。

⑤アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展の入場者に対して、アンケートを実施し、それぞれ過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内

③ 平和祈念展

① 終戦記念日の8月15日を含めた8月10日～15日までの6日間に新宿西口広場イベントコーナーにて、平和祈念展(新宿西口展)を開催した。人の往来が非常に多い場所であることから、視覚的効果のある写真、パネル等を中心に3問題に関する展示を実施した。また、8月の終戦記念日前後は、特に国民の戦争犠牲に対する理解と関心が高まる時期ということもあり、56,832人の入場があった。(1日当たり9,472人が入場)(※なお、目標入場者数の11,000人は、20年度まで行っていたデパートの催事場における平和祈念展を想定して設定。)

② 平和祈念展示資料館の連携企画として、展示内容に関連性を持たせた特別企画展「終戦記念特別展—65年目の夏、あの日あのとき—」を開催。開館時間の延長(2時間30分延長 20時まで)、鬼太郎の携帯クリーナーの配布、鬼太郎と目玉オヤジの看板による展示会場から平和祈念展示資料館までの誘導等を実施した。6日間における平和祈念展示資料館への入館者数は3,628人となり、1日当たりの平均入館者数では、605人となった。平和祈念展(新宿西口展)開催期間を除く8月の1日当たりの平均入館者数259人と比較すると、2.3倍となった。

また、開催期間中、平和祈念展示資料館の1日最多入館者数(8月15日 872人)を記録した。

④ 地方展示会

① シベリア抑留の関係者の労苦について、全国の方々にも理解を深めて頂くため(財)全国強制抑留者協会に事業を委託し、計画的に地方展示会を開催。

(参考) 年度別実績

	合計 参加者数	22年度		21年度		20年度	
		会場数	参加者数	会場数	参加者数	会場数	参加者数
直轄事業	16,992	開催無し	—	広島県	13,464	愛知県	3,528
委託事業	43,454	6	5,975	10	14,386	15	23,093
委託事業の1 会場当たり参 加者数	—	—	996	—	1,439	—	1,540

直轄 16,992人

委託 43,454人

合計 60,446人(中期目標40,000人に対し151%)

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館のほか、平和祈念展(新宿西口展)、シンポジウム(平和祈念2010シンポジウム)、フォーラム(平和祈念フォーラム2010)、朗読会(平和の尊さを語り継ぐ集い)においてそれぞれアンケートを実施。全てのアンケート調査で、過半数の方が満足の回答。なお、結果について、データは総務省に22年9月末に引継。

	<p>容等の充実を図る。</p> <p>⑥関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを行う。</p>	<p>① 平和祈念展示資料館については、入館者の3.8%（1,115人）の回答、80%が好評の回答。</p> <p>② 平和祈念展（新宿西口展）については、入場者の0.4%（233人）の回答、94%が印象深い展示会、90%が判り易い。</p> <p>③ シンポジウムについては、参加者の55%（34人）の回答、59%が内容的によい。</p> <p>④ フォーラムについては、参加者の50%（154人）の回答、69%が内容的によいと回答。</p> <p>⑤ 朗読会については、参加者の39%（111人）の回答、回答者の90%の方から素晴らしいとの評価。</p> <p>⑥ アンケートの結果を踏まえ、特別企画展においてキャプションの規格・印字サイズを大きくするなどに対応をした。</p> <p>⑥ 関係資料の貸出し 22年度は資料を国へ移管するため、貸出しを9月末までに返還できるものに制限したことにより、次の2か所に、合計193点の写真パネル等を貸出し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年7月24日～8月1日 多摩市平和展 71点 ・ 22年8月24日～9月12日 長門市「ルネッサながと」「海外引揚展」 122点 	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>95,080千円</p>	<p>当該事業に係る職員数</p>	<p>16名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p>A</p>		
<p>■ 評価結果の説明 資料の展示については、以下のとおり、それぞれの項目について定められた達成目標に対して、その多くが十分達成していると言えることから、全体として「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平和祈念展示資料館では、特別企画展を3回連続して開催するなど展示内容の充実を図るとともに、広報の実施、説明員による積極的対応、月曜休館日の臨時開館の継続及び開館時間の弾力的措置、リピーターに対する各案内状の送付等を実施した結果、上半期の入館者数が29,388人となり、目標である33,000人に対し、89.1%の達成率となった。なお、中期目標で定められた平成20年4月～22年9月までの2年6か月間での入館者数13万人以上に対し、入館者数は126,928人、達成率97.6%。</p> <p>(2) 特別企画展開催中の入館者数を前年の同期間の入館者数と比較すると、2.3%の増加率となった。また、講演会等（フォーラム、シンポジウム、朗読会）の開催によって、平和祈念展示資料館の入館者数が前年同時期の入館者数の約2倍となった。</p> <p>(3) 平和祈念展（新宿西口展）を、終戦記念日の8月15日を含めて8月10日～15日までの6日間開催した。視覚的効果のある写真、パネル等を中心に3問題に関する展示を実施したこと及び終戦記念日前後は国民の戦争犠牲に対する理解と関心が高まる時期ということもあり、開催期間中の入場者</p>			

は、56,832人となった。

また、平和祈念展（新宿西口展）の開催中、開館時間の延長や、鬼太郎の携帯クリーナーの配布、鬼太郎と目玉オヤジの看板による平和祈念展示資料館までの誘導等を実施した。1日当たりの平均入館者数は605人（期間中（6日間）の平和祈念展示資料館の入館者数は3,628人）となり、平和祈念展（新宿西口展）開催期間を除く8月の1日当たりの平均入館者数259人と比較して、2.3倍の入館者数となった。

（4） 地方展示会を6回開催した。

（5） 平和祈念展示資料館のほか、平和祈念展（新宿西口展）、シンポジウム、フォーラム、朗読会においてそれぞれアンケートを実施し、全てのアンケートで過半数の方から満足の回答を得た。アンケートの結果を踏まえ、特別企画展においてキャプションの規格・印字サイズを大きくするなどの対応をした。

（6） 関係資料の貸出しに関しては、展示業務が終了する9月末までに返還することを条件に、2か所、合計193点の貸出しを実施した。

「必要性」 関係資料を展示することにより、関係者の労苦を広く国民に周知することは、「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示すこと」を目的としている基金にとって必要な業務である。特に年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて必要なことであるとする。

「効率性」 平和祈念展示資料館、特別企画展、講演会等及び平和祈念展（新宿西口展）を連携し、企画、開催を行うことは、これらを一括で交通広告をするなど広報経費を含め、総経費を節減することにつながり、効率的な実施方法である。

「有効性」 関係資料を一体的に収集・保管・展示することは、関係者の労苦を広く周知するという基金の設立目的の達成のために有効な手段である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示		
■中期計画の記載事項			
(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討結果を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示	(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討結果を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、資料データベースの整備等を適切に進める。 なお、総合情報データベースシステムについては、ハードディスクを含め、サーバー機器全体を新たにレンタルし、データとともに国へ移管する。	(4) 基金解散後の資料等の在り方 ① 平和祈念展示資料館の展示資料及び美術品専用倉庫に別途保管している実物資料は、総合情報データベースシステムの資料データ管理システム及び図書システムへデータ入力を行うとともに、実物資料とデータを照合し、9月末に国に移管した。 なお、実物資料の一部について、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど、円滑に移管したとは言えない状況が見受けられた。 【総務省へ移管した平和祈念展示資料館関係資料】 ①紙資料等 11,705件(31,266点) ②複製資料等 642件(642点) ③音声・映像資料 492件(713点) ④図書 12,006冊 ② 総合情報データベースシステムについては、サーバーのハードウェア及びソフトが陳腐化してきていることから、サーバーのハードウェア及び基盤ソフトウェアを最新のものに更新。保管資料の棚卸後に、基金のCIO補佐官がデータを整理し、その上で、同システムの資料データベースに取込んだ。また、新たに追加した「年代情報」等の項目についても、閲覧更新できるようにした。これらデータは総務省へ引き継いだ。	
当該業務に係る事業経費	5,229千円	当該事業に係る職員数	16名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	C		
■ 評価結果の説明 資料等の移管について、以下のとおり、総合情報データベースシステムについては適切に国へ移管したものの、実物資料の一部について、円滑に移管したとは言えない状況が見受けられたことから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。 (1) 実物資料の一部について、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど円滑に移管したとは言えない状況が見受けられた。			

(2) 美術品専用倉庫に保管されていた実物資料や図書資料は、総合情報データベースシステムの資料データ管理システム又は図書システムにデータとして整備し、これらシステムについて、ハードウェア（サーバー）及び基盤ソフトウェアの更新、移管資料の取込み等を行い、総務省へ引き継いだ。

「必要性」 法人文書及び関係者から寄贈された実物資料について、総合情報データベースシステムを整備することは、円滑かつ確実な引継ぎのため必要である。

「効率性」 総合情報データベースシステムを構築することは、国に資料を一覧性をもって整理した上で、適切に引き継ぐことができるという観点から効率的な取組である。

「有効性」 実物資料は貴重な関係資料であることから、円滑かつ確実な引継のため、データとして整理することは有効な取組である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 資料の収集、保管及び展示		
■中期計画の記載事項			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示	(5) インターネット資料館の運用 資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、昨年度開設したインターネット資料館を適切に運用し、国へ移管する。	(5) インターネット資料館の運用 ● インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない方に対して、「関係者の労苦について、理解を深め、関係者に対して慰藉の念を示すこと等」を目的に、21年度に構築、22年4月に開設した。 4月から9月末までの6か月間のアクセス件数は193,131件であった。 9月末にデータを総務省へ引き継いだ。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	8 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 インターネット資料館の運用については、以下のとおり、広く国民に資料を公開することができたことから、「目標を十分に達成」と評価できる。 (1) インターネット資料館は、22年4月に開設し、9月末までの6か月間のアクセス件数が193,131件に達した。 (2) 9月末には、データを国へ引き継いだ。 「必要性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、より広く公開するため必要なものである。 「効率性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、身近に利用でき、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために効率的といえる。 「有効性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために身近で利用できるものであり、かつ若者に対する意識を広げるためにも有効な手段である。			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等											
■中期計画の記載事項												
(1) 記録の作成・頒布 ③出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。												
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果												
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）										
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	(1) 出版物等の活用 出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオ・シアターにおいて1日7回上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオ・コーナー（個人視聴）において視聴できるようにし、積極的活用を図る。	(1) 出版物等の活用 ① 出版物 ① 出版物の展示 楕円形のテーブル1台と8個の椅子を設置した図書コーナーを設けており、「平和の礎」等の基金の出版物を含め図書資料約2,500冊を常設、閲覧可能。 入館者アンケートには、展示物に照らしあわせながら図書を読むことができ良かった旨の声も寄せられている。 ② 図書の出版 ・22年度は「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」を刊行し、関係者の労苦について理解を深めてもらうため、関係資料館、図書館、学校等に2,448部配布。 「平和の礎」の出版は、20年度をもって完了としていたが、引揚の関係者から多数の寄稿があり、それらの出版について強い要望が寄せられていたことから、追補版を出版することとしたもの。寄稿者からは、感謝の声が多数寄せられた。 ・「遙かなる紅い夕陽」（引揚漫画）は、平和祈念展示資料館等での頒布用として6,300部を増刷。 ・出版した印刷物は、ホームページで公開。 ③ 図書の頒布 ・22年度は、地方展示会を開催しなかったため、資料頒布の機会が少なかったにもかかわらず、人気が高い引揚漫画の「遙かなる紅い夕陽」等の図書資料12,022部を平和祈念展示資料館、平和祈念展（新宿西口展）にて頒布。 頒布数及び場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平和の礎</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>「平和の礎」選集</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>遙かなる紅い夕陽</td> <td>11,562</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,022</td> </tr> </tbody> </table>		部数	平和の礎	360	「平和の礎」選集	100	遙かなる紅い夕陽	11,562	合計	12,022
	部数											
平和の礎	360											
「平和の礎」選集	100											
遙かなる紅い夕陽	11,562											
合計	12,022											

		<p>② 平和祈念展示資料館ビデオ・シアターでの啓発ビデオの上映</p> <p>① 基金制作ビデオについて、4月から9月まで定期的に1日7回上映を実施（10時から16時30分まで）。ただし、特別イベント等でビデオ・シアターが使用できない場合は中止。 ビデオを見た方からのアンケートでは、「ビデオ・シアターは良かった。館内の3つのコーナーが、どういうコーナーなのか良く分かった。小学生の子供が歴史に興味をもったので来てみたが良かった。」など好評価をいただいた。</p> <p>② 樹木希林さん朗読会のビデオ上映（新企画） 7月27日に開催した「平和の尊さを語り継ぐ集い」の樹木希林さん朗読会の模様を9月6日～12日の7日間毎日4回（1回当たり35分）上映した。期間中の入館者数は960名で大半の方が足を止めて、ビデオ鑑賞した。ビデオ鑑賞者からは、樹木希林さんの朗読によって当時の引揚げの様子が手に取るように分かってよかったとの感想を頂いた。</p> <p>③ 上映会の実施（新企画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和祈念展示資料館内のビデオ・シアターにおいて、戦争体験の労苦を描いたビデオを上映。 上映会は3問題に関連する内容のビデオとして基金が購入したもの又は企画のために借上げたものの計5本であり、平成22年5月25日～7月13日までの間に各3回、合計15回実施。 開催期間中の合計の入館者数は1,505名で、そのうち「月光の夏」上映時の入館者（3日間）は442名、「ビルマの竖琴」上映時の入館者（3日間）は334名。 <table border="1" data-bbox="1199 1018 2706 1325"> <thead> <tr> <th>タイトル</th> <th>公開時期</th> <th>監督</th> <th>出演者等</th> <th>上映時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルマの竖琴</td> <td>昭和31年</td> <td>市川 昆</td> <td>三國連太郎 他</td> <td>116分</td> </tr> <tr> <td>月光の夏</td> <td>平成 5年</td> <td>神山征二郎</td> <td>若村麻由美 他</td> <td>112分</td> </tr> <tr> <td>樺太1945年夏氷雪の門</td> <td>昭和49年</td> <td>村山三男</td> <td>二木てるみ 他</td> <td>120分</td> </tr> <tr> <td>お星様のレール</td> <td>平成 5年</td> <td>平田敏夫</td> <td>アニメ 小林千登勢(原作)</td> <td>75分</td> </tr> <tr> <td>蒼い記憶満蒙開拓と少年たち</td> <td>平成 5年</td> <td>出崎 哲</td> <td>アニメ</td> <td>9分</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 個人視聴について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平和祈念展示資料館証言コーナーにビデオ個人視聴ブースを配置。 		タイトル	公開時期	監督	出演者等	上映時間	ビルマの竖琴	昭和31年	市川 昆	三國連太郎 他	116分	月光の夏	平成 5年	神山征二郎	若村麻由美 他	112分	樺太1945年夏氷雪の門	昭和49年	村山三男	二木てるみ 他	120分	お星様のレール	平成 5年	平田敏夫	アニメ 小林千登勢(原作)	75分	蒼い記憶満蒙開拓と少年たち	平成 5年	出崎 哲	アニメ	9分
タイトル	公開時期	監督	出演者等	上映時間																													
ビルマの竖琴	昭和31年	市川 昆	三國連太郎 他	116分																													
月光の夏	平成 5年	神山征二郎	若村麻由美 他	112分																													
樺太1945年夏氷雪の門	昭和49年	村山三男	二木てるみ 他	120分																													
お星様のレール	平成 5年	平田敏夫	アニメ 小林千登勢(原作)	75分																													
蒼い記憶満蒙開拓と少年たち	平成 5年	出崎 哲	アニメ	9分																													
当該業務に係る事業経費	1,265千円	当該事業に係る職員数	10名																														
当該項目の評価 (AA～D)	A																																
<p>■ 評価結果の説明 出版物等の活用については、以下のとおり、出版物を広く頒布し閲覧の用に供するとともに、啓発ビデオについても上映会を実施するなど積極的な活用を図ったことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 基金の慰藉事業として、関係者の労苦について理解を深めてもらうため、「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」を刊行し、図書館、学校</p>																																	

等に配布。「遙かなる紅い夕陽」は増刷して、他の出版物とともに平和祈念展示資料館、平和祈念展（新宿西口展）で頒布を実施。

- (2) 基金制作の啓発ビデオ映像を、平和祈念展示資料館のビデオコーナーで4月から9月まで定期的に1日7回上映したほか、新企画として基金が開催した「平和の尊さを語り継ぐ集い」の樹木希林さんの朗読会の様子を改めてビデオ上映し啓発に努め、ビデオ鑑賞者からは、樹木希林さんの朗読によって当時の引揚げの様子が手に取るように分かってよかったとの感想を頂いた。更に新企画として、基金所有のものや借上げた3問題に関する5作品のビデオ上映会を開催する等、積極的な活用を図った。

「必要性」 記録の作成・頒布事業は関係者の労苦を後世の世代に語り継ぐ事業であり、関係者の労苦についてその事実を記録に留め、その成果を出版物として刊行し、広く国民に周知することの必要性は高い。

「効率性」 出版した印刷物を、図書館等へ提供したこと、ホームページで公開したこと、一般の閲覧に供したこと、一部の刊行物を基金の平和祈念展示資料館及び平和祈念展（新宿西口展）等で自由頒布したことは、関係者の労苦を、平和祈念展示資料館に来館された方だけではなく印刷物等を閲覧した方等も含め、広く国民に周知するのに効率的な手法である。

「有効性」 3問題の慰藉事業を推進するに当たり、国民の理解を深めるための情報を発信する手段として、出版物やビデオ、ホームページ等の多様な情報発信源を活用することは有効な方法である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等																																																																																	
■中期計画の記載事項																																																																																		
(2) 講演会等の実施 ②戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、平成22年9月までの2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。																																																																																		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																																																																																		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																																																																
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	(2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」は、関係団体への委託により、計画的に開催する。 なお、開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。	(2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 ① 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、(財)全国強制抑留者協会に委託。そのネットワークを活かし、7会場で843名の参加を得た。 <table border="1" data-bbox="1032 932 1961 1327"> <thead> <tr> <th>開催時期</th> <th>会場</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月9日</td> <td>金沢市生涯学習センター</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>6月11日</td> <td>浜松市復興会館</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>7月4日</td> <td>北名古屋市文化勤労会館</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>7月11日</td> <td>知立市文化会館</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>7月18日</td> <td>愛西市佐織公民館</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>7月25日</td> <td>岩倉市生涯学習センター</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>7月31日</td> <td>那珂市中央公民館</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7会場</td> <td>843</td> </tr> </tbody> </table> ② 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」の開催に当たっては、開催地域の関係者の資料を展示する地方展示会と併設して開催する等して、経費の節減や参加人数の増加の相乗効果を図るなど、効率的な運営に努めた。(同時開催率100%) <table border="1" data-bbox="952 1497 2703 1766"> <thead> <tr> <th rowspan="2">委託先</th> <th colspan="3">平成22年度</th> <th colspan="3">平成21年度</th> <th colspan="3">平成20年度</th> <th rowspan="2">合計 同時開催</th> </tr> <tr> <th>集い</th> <th>展示会</th> <th>同時開催</th> <th>集い</th> <th>展示会</th> <th>同時開催</th> <th>集い</th> <th>展示会</th> <th>同時開催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)元軍人軍属短期在職者協力者協会</td> <td>会場 0</td> <td>会場 0</td> <td>会場 0</td> <td>会場 8</td> <td>会場 2</td> <td>会場 0</td> <td>会場 6</td> <td>会場 7</td> <td>会場 6</td> <td>会場 6</td> </tr> <tr> <td>(財)全国強制抑留者協会</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>26</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> ※「展示会」31回中26回が「集い」と同時開催、同時開催率84%。 ※「集い」とは、「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」、「展示会」とは「地方展示会」である。	開催時期	会場	参加人数	5月9日	金沢市生涯学習センター	150	6月11日	浜松市復興会館	85	7月4日	北名古屋市文化勤労会館	85	7月11日	知立市文化会館	150	7月18日	愛西市佐織公民館	120	7月25日	岩倉市生涯学習センター	93	7月31日	那珂市中央公民館	160	合計	7会場	843	委託先	平成22年度			平成21年度			平成20年度			合計 同時開催	集い	展示会	同時開催	集い	展示会	同時開催	集い	展示会	同時開催	(社)元軍人軍属短期在職者協力者協会	会場 0	会場 0	会場 0	会場 8	会場 2	会場 0	会場 6	会場 7	会場 6	会場 6	(財)全国強制抑留者協会	7	6	6	18	8	8	18	8	6	20	合計	7	6	6	26	10	8	24	15	12	26
開催時期	会場	参加人数																																																																																
5月9日	金沢市生涯学習センター	150																																																																																
6月11日	浜松市復興会館	85																																																																																
7月4日	北名古屋市文化勤労会館	85																																																																																
7月11日	知立市文化会館	150																																																																																
7月18日	愛西市佐織公民館	120																																																																																
7月25日	岩倉市生涯学習センター	93																																																																																
7月31日	那珂市中央公民館	160																																																																																
合計	7会場	843																																																																																
委託先	平成22年度			平成21年度			平成20年度			合計 同時開催																																																																								
	集い	展示会	同時開催	集い	展示会	同時開催	集い	展示会	同時開催																																																																									
(社)元軍人軍属短期在職者協力者協会	会場 0	会場 0	会場 0	会場 8	会場 2	会場 0	会場 6	会場 7	会場 6	会場 6																																																																								
(財)全国強制抑留者協会	7	6	6	18	8	8	18	8	6	20																																																																								
合計	7	6	6	26	10	8	24	15	12	26																																																																								

		<p>(参考) 関係3 団体の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」の開催状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">委託先</th> <th colspan="2">平成22年度</th> <th colspan="2">平成21年度</th> <th colspan="2">平成20年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>会場</th> <th>参加人数</th> <th>会場</th> <th>参加人数</th> <th>会場</th> <th>参加人数</th> <th>会場</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)元軍人軍属短期在職者協力者協会</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>1,276</td> <td>6</td> <td>1,457</td> <td>14</td> <td>2,733</td> </tr> <tr> <td>(財)全国強制抑留者協会</td> <td>7</td> <td>843</td> <td>18</td> <td>1,892</td> <td>18</td> <td>1,919</td> <td>43</td> <td>4,654</td> </tr> <tr> <td>(社)引揚者団体全国連合会</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>75</td> <td>1</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> <td>843</td> <td>2</td> <td>3,168</td> <td>25</td> <td>3,451</td> <td>58</td> <td>7,462</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」の中期目標の30回以上の開催に対し58回の開催。達成率193%。</p>								委託先	平成22年度		平成21年度		平成20年度		合計		会場	参加人数	会場	参加人数	会場	参加人数	会場	参加人数	(社)元軍人軍属短期在職者協力者協会	—	—	8	1,276	6	1,457	14	2,733	(財)全国強制抑留者協会	7	843	18	1,892	18	1,919	43	4,654	(社)引揚者団体全国連合会	—	—	—	—	1	75	1	75	合計	7	843	2	3,168	25	3,451	58	7,462
委託先	平成22年度		平成21年度		平成20年度		合計																																																							
	会場	参加人数	会場	参加人数	会場	参加人数	会場	参加人数																																																						
(社)元軍人軍属短期在職者協力者協会	—	—	8	1,276	6	1,457	14	2,733																																																						
(財)全国強制抑留者協会	7	843	18	1,892	18	1,919	43	4,654																																																						
(社)引揚者団体全国連合会	—	—	—	—	1	75	1	75																																																						
合計	7	843	2	3,168	25	3,451	58	7,462																																																						
当該業務に係る事業経費	3,848千円	当該事業に係る職員数	8名																																																											
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A																																																													
<p>■ 評価結果の説明 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、以下のとおり、達成目標に沿って、計画的かつ効率的に実施したことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体へ委託して開催し、7会場において843名の参加があった。</p> <p>(2) 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」の開催に当たっては、全ての地方展示会(6カ所)と同時開催して効率的な運営を実施した。</p> <p>「必要性」 地方において「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を開催して関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承する基金の目的に照らして、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 関係団体が行う関係者の労苦を広く周知する地方展示会の開催期間中に「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を同時開催する等、連携を取った運営をすることは、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 国民各層を対象として関係者の労苦を広く周知するためには、関係者による全国各地でのこのような地道な活動が有効である。</p>																																																														

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等		
■中期計画の記載事項			
(3) 語り部の積極的活用 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	(3) 語り部の積極的活用 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、平和祈念展示資料館において、ゴールデンウィーク、夏休み期間中に、いわゆる「語り部」を配置するほか、団体入館者の要望に応じるなど、延40人以上の「語り部」を配置する。	(3) 語り部の積極的活用 ● 語り部の配置 ゴールデンウィークに延14人、夏休み期間中に延26人、平和祈念展示資料館閉館直前の9月17日～26日の間に延26人の合計延66人の3問題体験者を館内に配置し、来館者にビデオコーナー等で体験談を説明。 40人以上の語り部を計画的に配置するという目標に対し、達成率は165%（平成21年度はゴールデンウィーク、夏休み期間中、収蔵資料展開催期間中に延62人）。 なお、団体入館者への語り部による説明は実施していない。 基金がお願いしている語り部は3問題の体験者であり、強い使命感を持って、自身の体験を語り継いでいる。また、内容が実話であるため、聞く人の関心は非常に高く、大変興味を持って聞き入っている。なお、語り部の登録は21名であり、そのうち22年度に活動された方は14名である。非常に高齢であることから平和祈念展示資料館までの往復の交通、健康管理、当日の気候など十分注意を払いながらお願いをした。 来館者からは、実際に戦争を体験し、大変な労苦をされた方の話を直接聞くことができ、戦争の悲惨さ、恐ろしさを実感することができたことはよかったなどの声が聞かれた。	
当該業務に係る事業経費	990千円	当該事業に係る職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
■ 評価結果の説明 語り部の積極的活用については、以下のとおり、数値目標に対する達成率は高いものの、昨年度と比べて大きな改善はなかったことから、「目標を十分達成」と評価できる。 (1) 平和祈念展示資料館に「語り部」を延40人以上配置する計画に対し、延66人（昨年は延62人）を配置し、達成率は165%となっている。			

(2)「語り部事業」は、実際に戦争を体験し、大変な労苦をされた方の話を直接聞くことができ、戦争の悲惨さ、恐ろしさを実感することができたことはよかったなど、来館者に好評であった。

「必要性」 関係者の労苦を広く国民に周知するためには、平和祈念展示資料館に語り部を配置し、来館者に対し、体験談によって深い感銘を与えることは、必要な施策である。

「効率性」 「語り部事業」は、関係者の労苦を広く国民に周知するに当たり、3 問題の関係者に「語り部」を依頼しており、外部の能力を活用した効率的な施策である。

「有効性」 「語り部事業」は、単に資料を展示するだけでなく、実体験を生々の声で語りかけることにより平和祈念展示資料館入館者に対し、その体験談から深い感銘を与える声の展示品であり、関係者の労苦を後世に継承するためには、有効な施策である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等																																																				
■中期計画の記載事項																																																					
(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。																																																					
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																																																					
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																																			
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	(4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭及び現地慰霊訪問に対し助成を行う。	(4) 催し等への助成 ① 助成 ① 22年度に（財）全国強制抑留者協会が実施する地方慰霊祭、中央慰霊祭及びシベリア慰霊訪問経費に対して27,634千円を助成。 《地方慰霊祭》 （財）全国強制抑留者協会の支部が中心となり、全国15か所で開催し、1,607名の関係者が参加。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催地</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月6日</td><td>千葉県</td><td>75</td></tr> <tr><td>4月20日</td><td>長野県</td><td>80</td></tr> <tr><td>4月25日</td><td>熊本県</td><td>250</td></tr> <tr><td>5月15日</td><td>愛媛県</td><td>110</td></tr> <tr><td>5月16日</td><td>三重県</td><td>60</td></tr> <tr><td>5月16日</td><td>静岡県</td><td>85</td></tr> <tr><td>5月19日</td><td>鳥取県</td><td>57</td></tr> <tr><td>5月23日</td><td>愛知県</td><td>70</td></tr> <tr><td>6月4日</td><td>滋賀県</td><td>75</td></tr> <tr><td>6月6日</td><td>石川県</td><td>150</td></tr> <tr><td>7月4日</td><td>岐阜県</td><td>100</td></tr> <tr><td>7月11日</td><td>富山県</td><td>250</td></tr> <tr><td>7月22日</td><td>北海道</td><td>75</td></tr> <tr><td>7月30日</td><td>岩手県</td><td>160</td></tr> <tr><td>7月31日</td><td>兵庫県</td><td>10</td></tr> <tr><td></td><td>15道県</td><td>1,607名</td></tr> </tbody> </table> 《中央慰霊祭》 平成22年9月28日に千代田区の九段会館において中央慰霊祭が開催され、来賓として総務省、外務省、厚生労働省等が出席し、全国の協会の抑留関係者を含めて約650名の参加があった。	開催日	開催地	参加者数	4月6日	千葉県	75	4月20日	長野県	80	4月25日	熊本県	250	5月15日	愛媛県	110	5月16日	三重県	60	5月16日	静岡県	85	5月19日	鳥取県	57	5月23日	愛知県	70	6月4日	滋賀県	75	6月6日	石川県	150	7月4日	岐阜県	100	7月11日	富山県	250	7月22日	北海道	75	7月30日	岩手県	160	7月31日	兵庫県	10		15道県	1,607名
開催日	開催地	参加者数																																																			
4月6日	千葉県	75																																																			
4月20日	長野県	80																																																			
4月25日	熊本県	250																																																			
5月15日	愛媛県	110																																																			
5月16日	三重県	60																																																			
5月16日	静岡県	85																																																			
5月19日	鳥取県	57																																																			
5月23日	愛知県	70																																																			
6月4日	滋賀県	75																																																			
6月6日	石川県	150																																																			
7月4日	岐阜県	100																																																			
7月11日	富山県	250																																																			
7月22日	北海道	75																																																			
7月30日	岩手県	160																																																			
7月31日	兵庫県	10																																																			
	15道県	1,607名																																																			

		<p>《シベリア現地慰霊訪問》 4地域で実施し、34名の参加があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訪問先</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿岸地方（ウスリースク）</td> <td>7月22日～25日</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ハバロフスク（コムソロリスク）</td> <td>7月19日～23日</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ハバロフスク（クリドール）</td> <td>7月19日～23日</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>イルクーツク（タイシェット）</td> <td>7月19日～26日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 戦後強制抑留関係者特別慰藉基金 ● 平成元年に、戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成費助成金交付要綱に基づき、（財）全国強制抑留者協会に戦後強制抑留関係者特別慰藉基金を造成。 ア 慰藉基金造成計画：利付国債（10年）で運用、年率1.8%で5,400千円の運用益を得ている。 イ 収入計画、支出計画：近年の支出計画は運用益の範囲で収入計画と支出計画を立案し、申請。基金は戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領第7条に基づき、申請の範囲で承認。 ウ 実績報告：相談業務、地方の慰霊祭支援経費、財団便りの印刷等に執行。 エ 管理・監督：戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領第8条の実績報告の際に状況説明を受け、指導、監督を実施。</p>		訪問先	期間	参加者数	沿岸地方（ウスリースク）	7月22日～25日	6	ハバロフスク（コムソロリスク）	7月19日～23日	9	ハバロフスク（クリドール）	7月19日～23日	8	イルクーツク（タイシェット）	7月19日～26日	11	合計		34
訪問先	期間	参加者数																			
沿岸地方（ウスリースク）	7月22日～25日	6																			
ハバロフスク（コムソロリスク）	7月19日～23日	9																			
ハバロフスク（クリドール）	7月19日～23日	8																			
イルクーツク（タイシェット）	7月19日～26日	11																			
合計		34																			
当該業務に係る事業経費	27,634千円	当該事業に係る職員数	8名																		
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A																				
<p>■ 評価結果の説明 催し等への助成については、以下のとおり、達成目標に沿って助成を行うことができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) (財)全国強制抑留者協会に対して、中央慰霊祭、地方慰霊祭及びシベリア慰霊現地訪問経費について助成。 (2) 戦後強制抑留関係者特別慰藉基金の執行について、戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領に基づき、申請を承認し、実績の報告を受けており、適切に指導、監督を実施。</p> <p>「必要性」 関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成されている関係団体に助成することは、より関係者の心情に沿った事業が実施できるようになることから、効率的である。</p> <p>「有効性」 全国規模で参加者を公募して実施される「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」等は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実施に資するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>																					

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	5 特別記念事業等		
■中期計画の記載事項			
(1) 特別記念事業の実施 関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする。			
①恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。			
ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品			
イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯			
②戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。			
③引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
特別記念事業の慰労品の贈呈		○ 特別記念事業において、平成21年度に認定したもののうち、次の慰労品について、平成22年度に贈呈した。 ・ 恩給欠格者に対する慰労品（銀杯368個、置時計8個） ・ 引揚者に対する慰労品（銀杯212個）	
当該業務に係る事業経費	9,765千円	当該事業に係る職員数	一名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」 —			
「効率性」 —			
「有効性」 —			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等		
■中期計画の記載事項			
(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 特別記念事業	戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑は、22年7月末までに建立し、国へ移管する等の特別記念事業を適切に行う。	<p>特別記念事業（戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立）</p> <p>① 平成21年度に開催した慰霊碑の建設検討委員会（委員長：田久保杏林大学客員教授）における選定を経て策定した実施設計に基づき、慰霊碑を建立。慰霊碑の碑銘の揮毫は著名な書道家に依頼した。</p> <p>② 慰霊碑は、慰霊碑の制作設置工事と、慰霊碑広場の造園工事の二つに分けて発注し、千鳥が淵戦没者墓苑横に4月1日から7月23日までの4か月間で建立した。</p> <p>③ 建立後の8月4日に慰霊碑の除幕式を実施。式典は総務副大臣を始め政府関係者、各政党代表者、抑留、引揚の関係者97名の参加を得て執り行った。なお、当日の除幕式の模様は、テレビ（3社）、新聞（全国紙・地方紙11紙）等で広く報道された。</p> <p>④ 慰霊碑の国への移管については、総務省、環境省及び厚生労働省と協議調整を行い9月30日に行った。</p>	
当該業務に係る事業経費	137,230千円	当該事業に係る職員数	11名
■当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立・移管については、以下のとおり、達成目標に沿って、22年7月までに建立し、同年9月末に国へ移管することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。			
(1) 設置場所である千鳥が淵戦没者墓苑横の整備や慰霊碑の碑銘揮毫の著名な書道家への依頼などの手配等を行い、22年4月に慰霊碑の制作設置工事と慰霊碑広場の造園工事を分けて発注し、目標の7月末までに工事を完了し、関係行政機関と十分調整の上、9月30日、国に移管した。			
(2) また、戦後強制抑留者及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができた。			

「必要性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして必要な施策である。

「効率性」 関係者の労苦を広く国民に理解してもらうとともに関係者に対する慰藉の念を示すことを目的に慰霊碑の建設を推進することは、慰藉事業として効率的な事業である。

「有効性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして有効な施策である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業		
■中期計画の記載事項			
(1) 特別給付金の支給 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別給付金支給事業	(1) 特別給付金の支給 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。	(1) 特別給付金の支給 ① 受付開始から2週間余りの間に約42,000件の申請が行われたことから、時間外勤務、休日出勤で対応するとともに、11月下旬からは、事務処理体制の拡充、昼夜交替制勤務等を積極的に行うことにより認定実績を上げた。 その結果、法案立案時の推計による対象者数67,000件に対して、平成22年度における特別給付金の請求受付件数は62,277件、認定件数は56,448件となり、51,802件（約145億円）に支給した。 ② 特別給付金の認定通知を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も添付することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。 ③ 東日本大震災による被災者への対応 ・震災により特別給付金の振込先金融機関が被災し、2件について一時振り込みができない状況となったが、当該金融機関の復旧後、速やかに振り込みを実施した。	
当該業務に係る事業経費	14,789,447千円	当該事業に係る職員数	15名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 特別給付金の支給については、以下のとおり、法案立案時の推計対象者数の90%以上の方からの申請を受け付け、そのうち80%以上の方に支給することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。 ○ 法案立案時の推計による対象者数67,000件に対して、平成22年度における特別給付金の請求受付件数は62,277件に及び、事務処理体制を拡充する等により56,448件について認定、うち51,802件に支給した。 「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであり、基金が行う慰藉事業として必要な施策である。			

「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給に合わせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。

「有効性」 特別給付金支給事業に対し、特別給付金の受給者から手紙、電話により「念願の給付金の支給を受けることができた」等の多くの感謝の気持ちが寄せられており、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	6 特別給付金支給事業		
■中期計画の記載事項			
(2) 特別給付金支給事業の請求期間 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別給付金支給事業	(2) 特別給付金支給事業の請求期間 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。	(2) 特別給付金支給事業の請求期間 ● 特別給付金の請求は、平成22年10月25日から平成24年3月31日までの間に行わなければならないとされ、当該期間内に請求をしなかった者には、特別給付金は支給しないこととされている。	
当該業務に係る事業経費	一千円	当該事業に係る職員数	一名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明 特別給付金支給事業の請求期間については、評価になじまない。 「必要性」 — 「効率性」 — 「有効性」 —			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業		
■中期計画の記載事項			
(3) 特別給付金支給事業に要する経費 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。 特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。			
		本邦への帰還の時期の区分	金額
		昭和23年12月31日まで	25万円
		昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円
		昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円
		昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円
		昭和30年1月1日以降	150万円
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標		達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(3) 特別給付金支給事業に要する経費 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。 特別給付金の額は本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する		
4 特別給付金支給事業	本邦への帰還の時期の区分	金額	
	昭和23年12月31日まで	25万円	
	昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円	
	昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円	
	昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円	
	昭和30年1月1日以降	150万円	
当該業務に係る事業経費	一千円	当該事業に係る職員数	一名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明 特別給付金支給事業に要する経費については、評価になじまない。 「必要性」 — 「効率性」 — 「有効性」 —			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業		
■中期計画の記載事項			
(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別給付金支給事業	(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するほか、新聞等による広報、ホームページへの掲載などきめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。	(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、一人でも多くの対象者に申請していただくよう、既に基金で入ソの事実を把握している特別記念事業の特別慰労品を受けられた方など約72,000名に「特別給付金請求のご案内」を平成22年10月18日付けで送付したほか、次のようなさまざまな広報を展開することにより対象者への周知を徹底し、請求の促進を図った。 その結果、23年3月末までに、約4万9千件の問い合わせ等の電話があり、平成22年度における特別給付金の請求受付件数は、法案立案時の推計による対象者数67,000件に対して、62,277件となった。このうち、約8千件は、特別慰労品を受けなかった方からの請求である。 ① 都道府県及び市区町村に、特別給付金支給事業の実施について通知（平成22年7月2日） ② 都道府県及び市区町村に、自治体広報紙への掲載を依頼（平成22年9月21日） ③ ポスター、パンフレットの頒布（平成22年10月15日） ・ 都道府県及び市区町村 2,000か所 ・ 老人福祉施設 15,000か所 ④ 新聞広告（平成22年10月16日又は17日） ・ 中央紙5、ブロック3、地方紙65、計73紙 ・ 記事下、半5段（19×17cm） ⑤ 基金ホームページに請求受付開始の情報を掲出（平成22年10月） ⑥ ラジオCMの実施（平成23年3月14日～同月27日） 全国ネットで26本のスポットCMを実施 ⑦ 政府広報 ・ FMラジオCM実施（平成22年10月29日） ・ 総務省広報誌への掲載（平成22年11月1日） ・ 政府広報オンライン（インターネット）への掲出（平成22年11月29日） ・ 視覚障害者用音声広報CDを作成し、関係機関に頒布（平成22年11月30日）	
当該業務に係る事業経費	59,000千円	当該事業に係る職員数	15名

<p>■ 当該項目の評価 (A A～D)</p>	<p>A</p>	
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>特別給付金支給事業実施の周知については、以下のとおり、さまざまな広報を展開した結果、平成22年度で法案立案時の推計の90%以上の方からの申請を受け付けたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金支給事業の実施に当たり、さまざまな広報を展開することにより対象者へのきめ細かい周知を徹底し、請求の促進を図った。</p> <p>(2) その結果、平成22年度における特別給付金の請求受付件数は、法案立案時の推計による対象者数67,000件に対して、62,277件に及んだ。このうち、約8千件は、特別慰労品を受けなかった方からの請求である。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留者が高齢であることを踏まえ、一人でも多くの対象者に特別給付金を支給するためには、さまざまな広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することが必要である。</p> <p>「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するためには、広報媒体を特定せず、新聞、ラジオ、地方自治体等へのポスター・パンフレットの頒布等を行うことは、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 対象者が高齢であることから、特別記念事業の特別慰労品を受けた方に、直接「特別給付金請求のご案内」を送付するほか、さまざまな広報を展開することによって申請の促進を図ることは、有効な施策である。</p>		

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業	
■中期計画の記載事項		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別給付金支給事業	(5) 特別給付金の支給のための準備 「特別給付金の支給事務実施規程」を策定し、特別給付金の円滑な支給のための事務処理体制を整えるとともに、受付開始に向けて早急かつ確実に準備事務を行う。	(5) 特別給付金の支給のための準備 ① 基金では、平成22年6月16日にシベリア抑留者特措法案が可決・成立して以降、10月25日に受付を開始するまでの4か月余の間に事前準備を行った。 ② 特別記念事業において特別慰労品を受けられた方など約72,000人に対し、平成22年10月18日付けで直接「特別給付金請求のご案内」を送付した。 また、上記の方以外にも、平成22年6月16日以降、請求書の送付依頼のあった約1,800人に対し、同様の案内を送付した。 ③ 請求書の受付から特別給付金の口座への振込みまでを一元的に処理する特別給付金支給システムを開発したが、設計が十分でなかったため、当初はスムーズな処理ができなかった。 ④ 基金職員及び受付入力業務の委託業者に対しては、特別給付金の請求書の書式や支給手続き方法等を定めた「戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給事務実施規程」を策定し、事前研修を行ったが、研修が受け付け業務開始直前となったため、十分に行うことができなかった。電話対応業務の委託業者（コールセンター）に対しては、特に高齢者に対する親切、丁寧な応答に配慮したQ & Aを配布し、応答ぶりについて指導を行った。 ⑤ 請求者が高齢であるため、記入負担を少しでも軽減させるための取組として、以下の事項を実施した。 ・ 特別慰労品を受けた者については、記入部分を簡略した簡易請求書を作成し、前記「特別給付金請求のご案内」に同封して配布した。 ・ 請求書の記入事項のうち帰還当時に関する部分については、覚えている範囲で記入すればよいこととした。 ・ しかしながら、ご案内に同封した文書が読みづらいなど、電話による問い合わせや苦情を受けた。 ⑥ 事業部に「特別給付金認定担当参事」と「特別給付金支給担当参事」を設置するなど組織の改編を行い、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図ることとした。

		⑦ 受付当初に膨大な申請（受付開始から2週間余りの間に約42,000件（22年度における総申請件数62,277件の67.4%））が集中する状況を想定しなかった。また、十分な業務フローを構築することができなかった。このため、当初の認定に遅れが生じた。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	C		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>特別給付金の支給のための準備については、以下のとおり、平成22年6月16日にシベリア抑留者特措法案が可決・成立して以降、10月25日に受付を開始するまでの4ヶ月余の間に、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図るために種々の事前準備は行ったものの、十分ではなかったことから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 一人でも多くの対象者に、早期の申請を促すため、特別記念事業において特別慰労品を受けられた方に、直接「特別給付金請求のご案内」を送付した。また、上記以外にも、平成22年6月16日以降、請求書の送付依頼のあった約1,800人に対して同様の案内を送付した。</p> <p>(2) 特別給付金支給システムを開発したが、設計が十分でなかったため、当初はスムーズな処理ができなかった。</p> <p>(3) 基金職員及び受付入力業務の委託業者に対する事前研修、コールセンターに対する高齢者への応答に配慮した指導、高齢者の記入負担を少しでも軽減させるための簡易請求書等の取組など、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図るための事前の準備は行ったものの、十分ではなかった。また、受付当初に膨大な申請が集中する状況を想定せず、十分な業務フローを構築することができなかった。このため、当初の認定に遅れが生じた。</p> <p>「必要性」 事務処理体制を整えるとともに、早急かつ確実に準備事務を行うことは、特別給付金の認定事務の迅速化、かつ円滑化を図るため、必要な施策である。</p> <p>「効率性」 認定のため必要とする資料等を事前に準備することは、認定事務を効率的に進める上で重要な施策である。</p> <p>「有効性」 高齢な請求者のために認定業務の迅速化は不可欠であり、そのための十分な事前準備は有効な施策である。</p>			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業																								
■中期計画の記載事項																									
(5) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。 ① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月 ② 上記以外の者については3か月																									
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																									
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																							
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別給付金支給事業	(6) 標準審査期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。 ① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月 ② 上記以外の者については3か月	(6) 標準審査期間の設定 ① 特別給付金に係る標準的な審査期間を次のとおりとした。 ① 特別記念事業における特別慰労品を受けた者であって、「特別給付金請求のご案内」を受けて請求してきたものについては、既に「入ソ」の事実の確認が出来ており、帰還年月日の調査のみで済むことから、1か月 なお、特別記念事業を受けた方にかかる標準審査期間については、特別記念事業の際には3週間であったものを、帰還年月日の調査等を考慮して、1ヶ月にしたものである。 ② 前記①以外のものについては、「入ソ」の事実及び帰還年月日の調査が必要になり、審査に時間を要することになるため、3か月 ② 平成22年度末における処理実績は、以下のとおりとなっている。 ① 標準審査期間を1か月とするもの <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付件数</th> <th colspan="3">処理に要した期間</th> <th rowspan="2">未処理</th> </tr> <tr> <th>1か月以内</th> <th>2か月以内</th> <th>2か月を超えたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53,899件</td> <td>12,553件 (23.3%)</td> <td>24,725件 (45.9%)</td> <td>15,751件 (29.2%)</td> <td>870件 (1.6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未処理は、帰還年月日について都道府県等に照会を行っているもの及び3月下旬に受け付けたものである。</p> ② 標準審査期間を3か月とするもの <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付件数</th> <th colspan="2">処理に要した期間</th> <th rowspan="2">未処理</th> </tr> <tr> <th>3か月以内</th> <th>3か月を超えたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,378件</td> <td>2,060件 (24.6%)</td> <td>1,003件 (12.0%)</td> <td>5,315件 (63.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未処理は、「入ソ」の事実等について都道府県等に照会を行っているもの及び平成23年1月以降に受け付けたものである。</p>	受付件数	処理に要した期間			未処理	1か月以内	2か月以内	2か月を超えたもの	53,899件	12,553件 (23.3%)	24,725件 (45.9%)	15,751件 (29.2%)	870件 (1.6%)	受付件数	処理に要した期間		未処理	3か月以内	3か月を超えたもの	8,378件	2,060件 (24.6%)	1,003件 (12.0%)	5,315件 (63.4%)
受付件数	処理に要した期間			未処理																					
	1か月以内	2か月以内	2か月を超えたもの																						
53,899件	12,553件 (23.3%)	24,725件 (45.9%)	15,751件 (29.2%)	870件 (1.6%)																					
受付件数	処理に要した期間		未処理																						
	3か月以内	3か月を超えたもの																							
8,378件	2,060件 (24.6%)	1,003件 (12.0%)	5,315件 (63.4%)																						

		<p>③ 処理に時間を要した主な要因は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理のフローと処理体制を事前に確実に構築することができず、システムの設計も不十分であった。 ・受付開始直後に大量の請求がくると想定していなかったが、平成22年10月25日から同年11月10日までの短期間において、約42,000件（22年度内の総申請件数62,277件の67.4%）もの申請があった。 <p>なお、22年度内に受け付けた62,277件の中には、以下のようなケースもあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の不備又は請求書の記入漏れのもの（約7,300件）について、申請者に電話又は文書により確認を必要とするケース ・帰還日を、基金において保有している帰還当時の資料により調査し、確認したところ、申請者に同姓同名の方がいらっしゃったケース（約5,500人）や帰還後に改姓したケース（約6,900人） 	<p>④ ③に対応するため、時間外勤務、休日出勤により事務処理体制を拡充して対応したほか、委託業者に対し昼夜交替制の勤務体制を整えさせるなどの対応を実施した。</p> <p>⑤ なお、平成22年11月11日現在、まだ認定されていないもの（40,000件）について、11月19日（16,000件）と11月24日（24,000件）の2回に分けて、申請者に「受付のお知らせ」を送付し、請求書を受け付けたこと、多数の申請があり審査終了まで相当な日数を要することについて通知した。その後受け付けたものについても、順次、同様のお知らせを行った。</p> <p>⑥ ④の緊急措置を図ったことにより、22年度における認定件数は、最終的には、56,448件（総申請件数の90.6%）となった。</p> <p>なお、23年3月中に受け付けたものについては、標準審査期間が1か月のものについては、90.6%、3ヶ月のものについては、93.3%について、それぞれ標準審査期間内に処理されている。</p>
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	9 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>標準審査期間の設定については、以下のとおり、既に「(5) 特別給付金の支給のための準備」で評価したように準備が十分でなかったことや短期間に申請が集中したこと等から標準審査期間内に処理ができたものは20%程度となったが、事務処理体制の拡充等を行い、年度末には90%以上のものが標準審査期間内に処理されるようになった結果、最終的には、総申請者の90%以上の方に認定できたことを勘案し、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平成22年度末における標準審査期間内の処理実績は、1か月とするものについて、23.3%、3か月とするものについて、24.6%であった。（ただし、23年3月中に受け付けたものについては、1か月とするものについて90.6%、3か月とするものについて93.3%となっている。）</p> <p>(2) 標準審査期間内に処理できなかった要因は、既に「(5) 特別給付金の支給のための準備」で評価したように事務処理のフローと処理体制を事前に確実に構築することができなかったことや、システムの設計が十分行えなかったことのほか、平成22年10月25日から11月10日までの2週間余り</p>			

の間に膨大な申請（22年度内の総申請件数62,277件の67.4%）があったことが挙げられる。なお、中には、資料の不備、請求書の記入洩れのケース、申請者に同姓同名者がいらっしゃるケースや帰還後に改姓したケースなどもあった。

（3） 上記（2）に対応するため、時間外勤務、休日出勤により事務処理体制を拡充して対応したほか、委託業者に対し昼夜交替制の勤務体制を整えさせるなどの措置を講じたことにより、年度内には多くが速やかに処理されるようになり、最終的には、22年度内（開始から5か月余りの間）で、総申請者の90.6%である56,448件を認定することができた。

「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。

「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、請求者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。

「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、的確な業務運営に資する有効な施策と認められる。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業		
■中期計画の記載事項			
(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別給付金支給事業	(7) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。	(7) 申請者への通知 ① 特別給付金の審査の結果、権利を有すると認められる方については、認定通知書を、権利を有しない方については、その理由を付した却下通知書を送付した。 ② 平成22年度では、認定通知書で56,448人、却下通知書で63人の方が該当した。 ③ 認定通知書は、認定後、内閣総理大臣の書面を同封印刷し1週間後に、また、却下通知書については、決裁後速やかに送付を行った。	
当該業務に係る事業経費	12,844千円	当該事業に係る職員数	15名
■当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 申請者への通知については、以下のとおり、速やかに送付することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。			
(1) 特別給付金の該当者56,448人に対して認定通知書を送付し、非該当者63人に対して非該当の理由を付して却下通知書を送付した。			
(2) 認定通知書は、認定後、内閣総理大臣の書面を同封し1週間後に送付した。また、却下通知書については、決裁後速やかに送付した。			
「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知すべきことは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。			
「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。			
「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点において処分の効力が生じることとなることから有効な手段である。			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項	
■中期計画の記載事項		
(1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項	(1) 効果的な広報 平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。	(1) 効果的な広報 ① 効果的な広報について ① 交通広告のほか、新聞、シンポジウムのポスター等の広報について、特別企画展の開催時期に合わせて実施するなど、効果的な広報を行った。 ○ 交通広告の実施 平和祈念展示資料館において、特別企画展開催時のゴールデンウィーク、夏休み期間に的を絞って約1ヶ月間実施。1つの広告媒体に複数の内容を盛り込むなど効率的な広告を実施。 なお、アンケート調査では、約半数の方が交通広告を見て来館と回答している。 ・ 春の交通広告「特別企画展+語り部来館」 ・ 夏の交通広告「特別企画展（終戦記念特別展）+語り部来館」 ○ 新聞、ポスター等による広報 ・ 新聞 7月に全国紙4紙（関東エリア）に、「平和祈念展示資料館の特別企画展（終戦記念特別展）と語り部情報」「平和祈念フォーラム2010（フォーラム）」「平和祈念展（新宿西口展）」の3件の情報を併記して広告を掲載。 ・ ポスター シンポジウム用 1,500枚印刷、大学、高校、図書館等に配布。 フォーラム用 3,000枚印刷、大学、高校、中学校、図書館等に配布。 ・ チラシ シンポジウム用 7,500枚配布。 フォーラム用 20,000枚配布。 ② その他の広報活動 ○ DMの送付 過去の入館者、資料寄贈者等に直接、特別企画展、「平和祈念2010シンポジウム（シンポジウム）」、樹木希林さんの「平和の尊さを語り継ぐ集い（朗読会）」の案内状を送付したことにより、その催しについて、広く周知を行い、催しへの参加者の底上げを図った。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別企画展（平和祈念展示資料館で3回開催。テーマに合った収蔵資料を展示。）では計5,864通 ・ シンポジウム、樹木希林さんの朗読会では計1,546通 <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページによる広報 ホームページに、新着情報として平和祈念展示資料館で開催した終戦記念特別展等の特別企画展や語り部及び朗読会の情報を掲載。 ○ 新宿住友ビルの入居企業に基金チラシの配布 平和祈念展示資料館が入居している新宿住友ビルの入居企業を直接訪問し、基金チラシを配布。平和祈念展示資料館の概要説明を行い、特別企画展等の案内や、来館の要請を実施。 ○ 平和祈念展（新宿西口展）の来場者で平和祈念展示資料館に入館した方に鬼太郎のストラップを配布し、多くの方に喜ばれた。 	
当該業務に係る事業経費	41,161千円	当該事業に係る職員数	15名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>効果的な広報については、以下のとおり、さまざまな手法により広く一般の方に対して周知を図ることができたことから、「目標を十分に達成」と評価できる。</p> <p>(1) 目標に掲げられている4媒体を利用した広報（交通広告、新聞広告、ポスター、既参加者への案内等）については、予定どおり実施している。交通広告については、平和祈念展示資料館において、特別企画展開催時のゴールデンウィーク、夏休み期間に的を絞って約1ヶ月間の実施。1広告媒体に複数の内容を盛り込むなど効率的な広告が実施されている。アンケート調査では、約半数が交通広告を見て来館と回答。</p> <p>(2) ホームページで特別企画展等の新着情報を提供する等の広報活動のほか、平和祈念展示資料館が入居している新宿住友ビルの入居企業を訪問して、基金及び平和祈念展示資料館のパンフレットを配布し、来館要請を行う等積極的に広報活動を実施。</p> <p>「必要性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと。」の具体化を図るというものであり、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 基金が実施している慰藉事業を周知するために、様々な媒体を利用して広報することは、効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面も有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項																																		
■中期計画の記載事項																																			
(2) ホームページの充実 電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする。																																			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																																			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項	(2) ホームページの充実 常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、平成22年4月から9月までの6か月間のアクセス件数の目標を38万以上とする。	<p>(2) ホームページの充実</p> <p>① 年度計画の上半期（4～9月）のアクセス件数は、579,544件で目標の38万件に対し153%の達成率。（前年度上半期のアクセス件数は、491,490件） 4月から運用を開始したインターネット資料館は、平和祈念展示資料館の紹介をしており、基金ホームページとの相乗効果があったことから多くのアクセスがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年 基金HP</th> <th>平成22年 インターネット資料館</th> <th>平成22年 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>61,927</td> <td>17,776</td> <td>79,703</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>51,757</td> <td>29,733</td> <td>81,490</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>69,486</td> <td>21,182</td> <td>90,668</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>69,632</td> <td>32,454</td> <td>102,086</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>78,665</td> <td>64,405</td> <td>143,070</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>54,946</td> <td>27,581</td> <td>82,527</td> </tr> <tr> <td>上半期合計</td> <td>386,413</td> <td>193,131</td> <td>579,544</td> </tr> </tbody> </table> <p>*インターネット資料館のデータは、9月末に総務省へ引継。</p> <p>② 「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」の全文を電子データとして掲載する等、内容の充実を図った。</p> <p>③ 特別企画展等の開催情報や語り部の参加情報について掲載し入館者の底上げを図ったほか、平和祈念展示資料館の休館のお知らせ、入札の新着情報を掲載するなどして、適時適切な情報提供ができるよう努めた。</p> <p>④ 平成22年10月に基金ホームページの全面更新を行い、特別給付金の支給情報等を中心に適宜情報提供を行った。</p>			平成22年 基金HP	平成22年 インターネット資料館	平成22年 計	4月	61,927	17,776	79,703	5月	51,757	29,733	81,490	6月	69,486	21,182	90,668	7月	69,632	32,454	102,086	8月	78,665	64,405	143,070	9月	54,946	27,581	82,527	上半期合計	386,413	193,131	579,544
	平成22年 基金HP	平成22年 インターネット資料館	平成22年 計																																
4月	61,927	17,776	79,703																																
5月	51,757	29,733	81,490																																
6月	69,486	21,182	90,668																																
7月	69,632	32,454	102,086																																
8月	78,665	64,405	143,070																																
9月	54,946	27,581	82,527																																
上半期合計	386,413	193,131	579,544																																
当該業務に係る事業経費	497千円	当該事業に係る職員数	15名																																

<p>■ 当該項目の評価 (A A ~D)</p>	<p>A A</p>	
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>ホームページの充実については、以下のとおり、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図ったことにより、目標のみならず、前年度上半期のアクセス件数を大幅に上回ったアクセス件数を得たほか、内容の充実などに適宜努めたと認められることから、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>(1) アクセス件数については、上半期のアクセス件数38万件以上とする目標に対して、前年度上半期の491,490件を大きく上回る579,544件で153%を達成している。4月から運用を開始したインターネット資料館は、平和祈念展示資料館の紹介をしており、基金ホームページとの相乗効果があったことから多くのアクセスがあった。</p> <p>(2) 「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」の全文を電子データとして掲載する等、内容の充実を図った。</p> <p>(3) 特別企画展等の開催情報や語り部の参加情報について掲載し入館者の底上げを図ったほか、平和祈念展示資料館の休館のお知らせ、入札の新着情報を掲載するなどして、適時適切な情報提供ができるよう努めた。</p> <p>(4) 22年10月に基金ホームページを全面的に更新し、特別給付金の支給情報等を中心に適宜提供を行った。</p> <p>「必要性」 ホームページは、設立目的等の基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深めるために必要な施策である。現在は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように充実を図る必要がある。</p> <p>「効率性」 基金や平和祈念展示資料館のホームページは、特別企画展等の参加申込などの丁寧な情報提供を行うことにより、単に若者のみでなく広く国民向けの広報サイトとして広く利用に供されることになることから、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 ホームページは、基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深める手段として有効である。現在は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように内容の充実を図ることは有効である。</p>		

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項		
■中期計画の記載事項			
(3) 地方公共団体との連携 特別給付金支給事業等の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項	(3) 地方公共団体との連携 特別給付金支給事業の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。	(3) 地方公共団体との連携 ① 特別給付金支給事業の実施に際し、1, 822の都道府県、政令市、全市区町村に対し、法律の概要、Q & A等を送付し、協力を要請。 ② シベリア強制抑留者の入ソ年月日や本邦帰還年月日の調査依頼を実施。都道府県に352件の照会を依頼、既に295件の回答を得た。 ※特別給付金支給に当たっては、強制抑留の事実の確認(軍歴の確認)と帰還月日確認が必要。特に、新規の請求者の場合、軍歴の確認が必要となってくることから、陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請し、確認の作業をしてもらうこととしている。 ③ 都道府県、市区町村に対し、特別給付金に関する情報の広報誌への掲載依頼を9月21日に行うとともに、ポスターを配布する等の協力要請を実施。自治体からの情報提供依頼には、積極的に対応。 自治体からは、広報誌に給付金情報や相談電話番号を掲載するなど協力してもらった。 また、自発的に自治体が自らのホームページに掲載。	
当該業務に係る事業経費	3, 290千円	当該事業に係る職員数	13名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 地方公共団体との連携については、以下のとおり、特別給付金支給事業の実施に当たって緊密な連携を図ることができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。 ○ 都道府県を含めて1, 822の政令市、全市区町村に対し、法律の概要等を送付し、自治体の広報誌への掲載などの協力要請を行うと同時に旧軍人等の本邦帰還日調査の協力を依頼している。 「必要性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方自治体に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。 「効率性」 特別給付金支給に当たって、支給対象者の身近にある地方自治体に情報提供をしたり、広報を依頼することや、陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請し、確認の作業をしてもらうことは効率的な施策である。 「有効性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方自治体に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは有効な施策である。			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項		
■中期計画の記載事項			
(4) 関係資料館との連携 基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項	(4) 関係資料館との連携 基金と運営目的が類似している資料館との連携に努める。	(4) 関係資料館との連携 ① 従来同様、平和祈念展示資料館をはじめ各関係資料館(昭和館、しょうけい館など14館)の間でお互いに、全国各地の関係資料館のパンフレット、リーフレット等を備えたほか、関係資料館のホームページにおいても引き続き相互にリンク付けを行い、他の資料館のPRに努め、連携を深めた。 ② 従来同様、関係資料館に「平和の礎(海外引揚者が語り継ぐ労苦)追補版」、高校生による「平和祈念ビデオ制作コンクール」のDVD、平和祈念展のポスター、チラシを送付し、関係資料館との連携に努めた。 ③ 平成21年度に舞鶴引揚記念館の協力を得て「フォーラム2008平和祈念講演」を舞鶴市で開催した縁もあり、舞鶴市が主催する「舞鶴引揚記念館のあり方検討委員会」に基金の専門員をオブザーバーに就任させたい旨の要請があったことから、同意し、舞鶴引揚記念館の運営検討に協力した。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	7 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	C		
■ 評価結果の説明 関係資料館との連携については、従来実施している関係資料館間でのパンフ等による相互PRの他は、舞鶴引揚記念館の運営検討委員会へのオブザーバー派遣の同意にとどまったため、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。			
(1) 従来同様、全国各地の関係資料館との間でお互いにパンフレット、リーフレット等を備えたほか、ホームページの相互リンクや、出版物、DVD、ポスター、チラシの送付などを行い、関係資料館との連携に努めた。			
(2) 基金の専門員を「舞鶴引揚記念館のあり方検討委員会」のオブザーバーに就任させることに同意し、舞鶴引揚記念館の運営検討に協力する連携を行った。			
「必要性」 運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは、展示会や講演会等の内容充実に資することとなり、ひいては関係者に慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策である。			
「効率性」 類似の関係資料館との連携を図って協力関係を維持しておくことは、基金の慰藉事業を行うために効率的な施策である。			

「有効性」 基金の本来目的である慰藉事業を実施していく上で、運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは有効な施策である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項		
■中期計画の記載事項			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項	(5) 基金記録史の作成・掲載 これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し、ホームページへ掲載する。	(5) 基金記録史の作成・掲載 ① 経緯編を収集作成するため、平成21年度にかかる運営委員会等の会議開催の記録や関係規程について、掲載すべき情報は全て整理。 ② 整理された情報は、ホームページの「基金記録史（暫定版）」に追加掲載し、国民へ情報を提供。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	4 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
■ 評価結果の説明 基金記録史の作成・掲載について、以下のとおり、資料を収集し、ホームページに掲載していることから、「目標を十分達成」と評価できる。 ○ 基金の事業の実績等を経緯編として整理し、平成21年度に実施した運営委員会等の会議開催の記録や関係規程を整理したものを、逐次、基金ホームページの「基金記録史（暫定版）」に追加掲載して、国民に情報提供を行っている。 「必要性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を整理し、後世に伝えることは必要な施策である。 「効率性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を基金記録史として整理し、基金のホームページに掲載することは、広く国民に周知する手段として効率的である。 「有効性」 2年後の解散に向けて、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を逐次整理しておくことは、後世に記録を引き継ぎ、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効な手法である。			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項		
■中期計画の記載事項			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
（書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議等の移管作業）	（基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議等を国に移管する作業等を着実にを行う。）	書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議等の移管作業 ● 基金において実施することとなった特別給付金の支給事業において、書状等贈呈事業及び特別記念事業における関係資料を活用する場合も考えられることから、これらの認定原議等については、国への移管は行わないこととした。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	一名
■ 当該項目の評価 （A A～D）	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第4 予算、収支計画及び資金計画		
■中期計画の記載事項			
運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。 予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第3 予算、収支計画及び資金計画	運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。	<p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>① 「運用方針」に基づき運用資金を適正に管理・運用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理面については金融機関から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納職員、財務担当職員で照合、確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。 運用面については、政府出資金の利息収入は金利に左右されるが、最新の金融情報を活用して金融経済情勢等を把握し、時系列のデータを作成するなどして、運用時の判断材料とした。 なお、政府出資金は、22年9月まで200億円であったが、特別給付金に当てるため、取崩しを行い23年3月末現在では1億円である。 政府出資金の運用収入は、堅実な資金管理に努めた結果、予算額を14百万円上回る167百万円（現金ベース）を確保した。 <p>② 22年度の運営費交付金は354百万円、運営費交付金債務は76百万円で、執行率は79%である。 これは、慰藉事業の交通広告の見直し等の予算執行管理及び一般競争入札の徹底並びに人件費の抑制等によるものである。 なお、当期純利益は43百万円（21年度は140百万円）である。</p> <p>③ 基金は建物、土地等の実物資産及び知的財産等は有していない。</p> <p>④ また、内部統制・ガバナンスの観点から四半期ごとに運用収入の実績を理事長、理事及び監事が出席する役員会に報告を行い、了承を得ている。 さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	5 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		

■ 評価結果の説明

予算、収支計画及び資金計画については、以下のとおり、安全かつ適切な管理・運用のもと実施されていることから、「目標を十分に達成」と評価できる。

- (1) 運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の政府出資金の運用収入は予算額を上回る167百万円を確保するなど堅実な資金管理に努めている。
- (2) 運営費交付金の執行率は79%であるが、これは交通広告の見直し等の予算執行管理と一般競争入札の徹底及び人件費の抑制によるものである。また、当期純利益は43百万円である。
- (3) 運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。
さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。

「必要性」 法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された200億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、健全な財務運営に意を用いるべきである。また、22年10月以降は特別準備金として、特別給付金事業に充てる財源であり、資金化するに当たり同様の健全な財務運営に意を用いるべきである。

「効率性」 運用資金を安全確実な運用に努めるとともに、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成し堅実な運用収入を確保する運用方法は効率的な運用と判断できる。

「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要なものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、健全な財務運営に意を用いることは有効な施策と認められる。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第5 短期借入金の限度額 第6 重要な財産の処分等に関する計画 第7 剰余金の使途		
■中期計画の記載事項			
<p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が想定される理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。</p> <p>重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>剰余金の使途 1 特別企画展等の充実 2 入館者サービス、情報提供の質的向上のための整備の充実 3 関係資料の充実 4 調査研究の充実 5 広報の充実</p>			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
短期借入金の限度額		借入の実績はない。	
重要な財産の処分等に関する計画		重要な財産の処分等はない。	
剰余金の使途		独立行政法人通則法第44条第1項本文の規定に基づき、全て積立金として整理。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (A A ~ D)	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
	1 施設及び設備に関する計画		
■中期計画の記載事項			
施設及び設備に関する計画はない。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		該当なし	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	一名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項										
	2 人事に関する計画										
■中期計画の記載事項											
研修等を通じて職員的能力開発の推進と意識の向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部事務を遂行する。											
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果											
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）									
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		<p>外部研修への派遣</p> <p>● 職員個々の能力向上及び積極的な知識・最新情報の取得のため、外部機関の主催による研修に職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知させることにより、知識の共有を図り、職員的能力開発を一層促進させた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">研 修 名</th> <th style="text-align: center;">主 催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4 5 回予算編成支援システム研修</td> <td>財務省主計局</td> </tr> <tr> <td>防火・防災管理講習</td> <td>東京消防庁</td> </tr> <tr> <td>財務担当研修（3級商簿講義）</td> <td>T A C 株式会社</td> </tr> </tbody> </table>		研 修 名	主 催	第4 5 回予算編成支援システム研修	財務省主計局	防火・防災管理講習	東京消防庁	財務担当研修（3級商簿講義）	T A C 株式会社
研 修 名	主 催										
第4 5 回予算編成支援システム研修	財務省主計局										
防火・防災管理講習	東京消防庁										
財務担当研修（3級商簿講義）	T A C 株式会社										
当該業務に係る事業経費	一千円	当該事業に係る職員数	一名								
■ 当該項目の評価 (A A ~ D)	—										
■ 評価結果の説明											
「必要性」											
「効率性」											
「有効性」											

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項		
■中期計画の記載事項			
(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 環境対策	環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。	環境対策 ① 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進 ① 調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針（平成22年度）」（以下、「環境方針」という。）をホームページに掲載。 ② 環境方針に基づき、職員に対し、環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を求め、周知を徹底。継続的な環境に配慮した製品の使用を心がけ、上記環境方針に定められた全38品目について目標の100%調達を達成。 （例）・封筒は古紙パルプ使用率40%以上使用のリサイクル品を100%調達 ・ファイルは古紙パルプ使用率70%以上使用のリサイクル品を100%調達 等 ② その他、環境に対する取組 ① 東日本大震災後の徹底的な節電対策：室内の一部消灯及び昼の全面消灯の徹底。 ② 環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底等。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 環境対策については、以下のとおり、環境方針のもと、環境に配慮した業務運営を継続的に行っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。 (1) 環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけて、全38品目の調達目標の100%を昨年に引続き達成している。 (2) 日常的には両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底等を実施し効果も認められ、更に東日本大震災後においては、徹底した節電対策として、事務室の一部消灯と昼休み時間の完全消灯などを実施している。 「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明することは必要な姿勢である。 「効率性」 環境方針として「環境物品等の調達を推進するための方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。 「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項		
■中期計画の記載事項			
(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 危機管理	平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。	<p>危機管理</p> <p>① 平和祈念展示資料館が入居している新宿住友ビルの防火防災訓練及び防火研修会に参加した際、平和祈念展示資料館の危機対応マニュアル等に沿った通報訓練、情報伝達訓練、避難訓練を実施。 これにより、危機管理体制が充実し、職員の意識の向上を図った。</p> <p>② 日常的な危機管理対策については、担当副参事を資料館に常駐させ職員の指導監督に当たった。また、理事長・理事・事業部長が資料館を訪れた際、「予期しない事態が発生した場合には、来館者を安全誘導すること」などの注意喚起を行い、職員の危機管理意識の徹底を図った。</p> <p>③ 平和祈念事業特別基金が入居している総務省第二庁舎では、「防火管理規程」に基づき自衛消防隊が設置されている。 平和基金では、その中で、通報連絡係、初期消火係、誘導班、避難器具班、防護措置班を担当し、災害時に対応している。 3月の東日本大震災時には、誘導班の誘導のもと緊急避難場所へ速やかに避難した。 震災後には、緊急連絡網の再確認を行うとともに、自衛消防隊の業務及び職員等の避難経路の案内等を室内に掲示して、基金内の安全管理を更に徹底した。 また、毎年6月と12月に火災予防及び地震時における出火防止の徹底を期するための点検検査を実施しており、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っている。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
■ 評価結果の説明 危機管理について、以下のとおり、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。			
○ 入居ビルの防火防災訓練及び防火研修会に参加した際に、平和祈念展示資料館の危機対応マニュアル等に基づいて訓練等を行い、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っている。			

「必要性」 平和祈念展示資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等の危機管理の充実及び職員意識の向上は必要なことである。

「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、日頃から危機管理の意識を高めておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的である。

「有効性」 平和祈念展示資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等により危機管理体制を充実し、職員意識を向上させておくことは災害発生時の被害を最小化するために有効な施策である。

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項		
■中期計画の記載事項			
(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 職場環境	メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。	職場環境 ① 23年2月1日の連絡会議で参事以上の職員に対し、部下のメンタルヘルスについて十分留意して対応するようにと要請を行った。 ② 「セクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメント防止の取り組みについて」会議を開催（22年7月20日）し、以下の取組を実施して管理を徹底、一層の配慮に努めた。 ・相談体制の再整備 相談委員：総務部長のほか女性職員に配慮し女性相談員2名を配置 ・職員への周知（室内にペーパーを掲出） 相談実績については無	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
職場環境について、以下のとおり、メンタルヘルス、ハラスメントについて、管理を徹底し、配慮に努めたことから、「目標を十分達成」と評価できる。			
(1) セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについては、防止の取組に係る会議の開催、職員への周知の実施、女性相談員の配置、相談体制の整備を行う等、管理を徹底。			
(2) メンタルヘルスについても会議を開催し、注意を喚起。			
「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、職員の健康管理のためにも必要な施策である。			
「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの取組について、職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。			
「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、職員の健康管理のためにも有効な施策である。			

平成22年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項	
■中期計画の記載事項		
(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 4 内部統制・ガバナンス強化	役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。	<p>内部統制・ガバナンス強化</p> <p>① 理事長のマネジメント</p> <p>① 理事長が主催する理事長、理事、監事2名を構成員とする役員会（月1回）で、基金のミッション及び課題や周辺情報について説明。</p> <p>② 理事長が主催する理事長、理事、部長及び担当参事（又は副参事）を構成員とする理事会（月1回）で、基金のミッションを徹底。</p> <p>③ 連絡会（理事会と構成員は同じ）において業務上の必要な情報を各担当が報告、各ミッションの実施状況等をチェック。</p> <p>④ 各担当から、業務内容及び進捗状況を報告させ、その報告をもとに to do リストを作成することにより、各業務に係る責任者の明確化及び進行管理を実施。</p> <p>⑤ 理事長主宰で毎日、全体会議（22年11月18日～23年3月31日 87回）を開催。理事長、理事、両部長、CIO補佐官等、10名の担当職員が参加。 民間出身の新理事長の強い意思のもと、「国民目線、民間目線で特別給付金の支給事務を早期実施する。」として、毎日16時より、組織が取り組むべき重要な課題について、報告と協議と決定がなされる問題即決型会議を実施。</p> <p>なお、一部の業務において、組織内の意思疎通が十分に図られておらず、平和祈念展示資料館の資料の国への移管に支障が生じたり、特別給付金支給事業において受付当初の認定がスムーズにいかなくなったりするなどの状況が発生した。 そこで、特別給付金の早期支給を阻害する要因の洗い出し、認定体制の再構築及び事務処理体制の拡充等を積極的に行い、結果的には、平成22年度中に91%の方々に認定通知書を交付した。</p> <p>⑥ 個人情報の保護等の重要な法令遵守事項等については、機会あるごとに理事長から全職員に注意喚起のメールを発信。</p> <p>② 監事の積極的な参加 ・理事長のミッション達成のための課題や情報についての説明に関連して、監事から財務や事業の内容について積極的な質問が行われた。</p>

		<p>(例) 22年7月の役員会において、四半期ごとの執行計画の説明の際に監事から留保額について質問。中期目標において、経費総額を19事業年度決算に対し75%以下とすることとなっており、執行計画では当初から約34百万円を留保する内容となっている旨、説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の疑問点等は、役員会により、必ず理事長、理事が内容を確認できる体制となっている。 <p>③ 保有する個人情報の管理の強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新CIO補佐官の公募・採用(22年10月12日) ・ 保有個人情報保護会議(22年7月20日): 職員に対する情報管理の意識の徹底 ・ 保有個人情報保護会議(22年11月2日): 具体的な情報管理の取決め及び監査実施要領の決定 ・ 情報セキュリティに関する研修を実施及び誓約書の提出(非常勤職員、派遣職員 22年11月16日~) ・ 請負業者に対する外部監査の実施(請負企業への情報セキュリティに関する立入検査の実施) ・ 監事による情報セキュリティ監査の実施(監査実施要領に基づいて実施 22年12月、23年3月の2回、役員会にて報告) 	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>内部統制・ガバナンス強化について、以下のとおり、理事長を中心として、内部統制・ガバナンスの強化に努めたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 職務の遂行に当たって、法令、規定等の遵守に万全を図るとしており、基金では特別給付金支給業務について、理事長主宰のもと22年11月18日から23年3月末日まで毎日全体会議を開催して組織一丸となって対処している。これは、新理事長の発想に基づくもので、「発生した問題は、その日のうちに解決する。」とする問題即決型手法である。</p> <p>(2) to doリストの作成と業務の確認で、内部統制の現状把握と課題確認表を作成しており、未達成事項の確認と達成に向けての対応策を検討することができる体制となっている。</p> <p>(3) なお、一部の業務において、組織内の意思疎通が十分に図られておらず、平和祈念展示資料館の資料の国への移管に支障が生じたり、特別給付金支給事業において受付当初の認定がスムーズにいかなくなったりするなどの状況が発生した。</p> <p>そこで、特別給付金支給事業において、認定体制の再構築を行い事務処理体制の拡充を積極的に実施する等の早期支給の達成を阻害する要因の洗い出しを行ったことで、結果として、22年度中に91%の方々に認定通知書を交付する等組織全体として重要なリスクの把握・解消に取り組んだ。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、小規模な法人としては問題を先送りせず、その場で問題解決を図る即決型全体会議方式を導入することは効率的である。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。</p>			